

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
1	経営企画部	企画課	企画調整に関する事務 (人口推移に基づく総合戦略の策定)	人口推移に基づく総合戦略の策定	△	▼総合戦略の中で自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。 ▼今後、戦略が改訂となる際には、自殺対策と連携できる部分を検討・相談し、連携のさらなる深化を図ることできる。
2	経営企画部	企画課	企画調整に関する事務 (教育大綱の策定)	教育大綱の策定	△	▼子ども・若者の自殺対策に関する内容を「教育大綱」にも反映させることにより、より実効性を高めることができる。
3	経営企画部	企画課	企画調整に関する事務 (ワークライフバランスの推進)	地域でワークライフバランスに取り組む事業所の表彰を通じて、地域のワークライフバランスの推進を図る。	○	▼「ワークライフバランス」の評価基準によっては、事業所が職場のメンタルヘルス向上に積極的に取り組む動機付けとなり得るため、自殺対策と関連させられる可能性がある。(cf. 健康経営の普及促進と自殺対策との運動) ▼労働問題に関して住民への啓発の機会としても活用できる可能性がある。
4	経営企画部	企画課	連携中枢都市圏推進事業	経済的な結びつきの強い近隣自治体と連携中枢都市圏を形成し、圏域の経済の活性化や公共サービスの確保を図る。	△	▼連携中枢都市圏の枠組みを活用し、隣接自治体と連携して、自殺対策事業を推進することができる。
5	経営企画部	企画課	定住自立圏構想に関する事務	複数の隣接自治体が互いに連携・協力し、役割分担を明確にしなが、圏域全体として目指すべき将来像の実現を目指して、審議会や協議会等において共生ビジョンの検討を行う。	△	▼共生ビジョンの中で、自殺対策についても言及することにより、地域社会づくりとして自殺対策を進める上で基盤の整備強化を図りやすくなる。
6	経営企画部	企画課	地域審議会	各地域の自治組織等に属する識者を審議会委員として委嘱し、合併市町村基本計画の進捗状況等について審議してもらうとともに、地域の施策等に対しても意見を求めることで、地域の考えを踏まえた行政運営を進める。	○	▼審議会における審議事項に自殺対策の取組等を加えることで、各地域での自殺対策の進捗の管理把握と、スムーズな事業促進を図れるようになる。
7	経営企画部	広報課	行政の情報提供・広聴に関する事務(広報等による情報発信)	・行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 ・自治体のホームページ/フェイスブック/ツイッターによる情報発信 ・新聞各社/テレビ/ラジオでの情報伝達 ・ビデオ広報番組等の作成 ・広報誌等の編集・発行	○	▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。とりわけ「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」には特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能となる。
8	経営企画部	広報課	情報公開制度	情報公開制度の実施に要する経費及び行政情報コーナーの運営に要する経費	△	▼行政情報コーナーにおいて、「生きることの包括的な支援」や相談機関等に関するポスターを掲示したり、相談リーフレットを配架することにより、住民に対する啓発の機会となり得る。
9	経営企画部	広報課	首長定例記者会見	首長自らが、行政施策の発表を行うことにより、新聞・テレビ等を通じて行政の情報がより効果的に報道されることが期待される。このことにより行政と住民との情報の共有化を促進し、住民とのパートナーシップに基づく行政運営に資することを目的としている。	○	▼「いのちを支える自殺対策」等に関する具体的な取組等がある場合は、記者会見の報告項目に盛り込むことで、住民に対し、施策の更なる周知と理解の促進を図れる。
10	経営企画部	広報課	住民ガイドブックの発行	行政のしくみや、役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるように住民ガイドブックを発行する。	○	▼ガイドブックの中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図ることができる。
11	経営企画部	広報課	地元スポーツチームによる活動への支援事業	スポーツを通じた観光交流の促進を図るため、地域内をホームタウンとするプロスポーツチームによる、地域の観光PR活動やチームの情報発信力を高める活動等に対し、必要な支援を行う。	○	▼自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)に、地元スポーツチームとして、住民への「いのちを支える自殺対策」の啓発に協力してもらえれば、より幅広い層の住民に情報やメッセージを届けることができる。
12	総務部	総務課	住民への相談事業	住民への相談事業(来館・電話)・法律・税務相談	○	▼各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。 ▼相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知っておいてもらうことで、その職員がつなぎ役としての対応を取れるようになる可能性がある。
13	総務部	総務課	本庁庁内案内業務等委託事業	別館の総合案内にて庁内案内業務を行うとともに、窓口等を案内するフロアマネージャーを配置する。	△	▼どこに相談したらよいか迷っている人が、どの窓口に行けばいいか尋ねてくることも少なくないと思われる。 ▼フロアマネージャーにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうことにつながり得る。
14	総務部	総務課	ワンストップ窓口支援員経費	ワンストップ窓口の運営並びに印鑑登録証明書等の交付及び手数料の収納業務を効率的かつ円滑に行うため、ワンストップ窓口支援嘱託員を配置する。	△	▼どこに相談したらよいか迷っている人が、どの窓口に行けばいいかと訪れることも少なくないと思われる。 ▼そのため窓口支援嘱託員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうことにつながり得る。
15	総務部	総務課	徴収の緩和制度としての納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	○	▼納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況に陥りやすくなる可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。
16	総務部	総務課	嘱託職員費	自治体税の徴収及び収納業務を行う。	○	▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
17	総務部	総務課	国民年金受付け相談員経費	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	○	
18	総務部	総務課	同和・人権啓発事務(人権啓発事業)	人権意識を高めるための啓発を行う。	○	▼講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。
19	総務部	職員課	職員の研修事業	・新任研修 ・昇任時等研修	○	▼職員研修(特に新任と管理職昇任)の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。

書号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業名
20	総務部	職員課	職員の健康管理事務	職員の心身健康の保持/健康相談/健診後の事後指導(職員相談室、職員共済組合、労災病院勤労者予防医療センター)	○	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
21	都市計画部	住宅課	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う。	○	▼公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。
22	都市計画部	住宅課	公営住宅家賃滞納整理対策	公営住宅の滞納使用料の効率的収納と自主納付を促進し、住宅使用料収納率の向上を図るため、住宅課に公営住宅使用料収納嘱託員を設置する。	○	▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたり得る可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
23	都市計画部	住宅課	高齢者集合住宅の運営	都道府県と協力し、公営アパートに相談員を配置したり、段差の解消等に配慮した高齢者向けの住宅を設置するなど、高齢者の暮らしやすい住宅を確保する。	○	▼独居高齢者は一般的に自殺のリスクが高いため、変化に気づき、然るべき支援先につなげる上での窓口になり得る。 ▼そのため相談員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
24	環境部	清掃課	リサイクル事業	家庭内の未利用食品を集め、社会福祉法人等へ提供する。(フードドライブ)	○	▼現状、食品は社会福祉施設等の団体に対して提供されているが、今後、貧困家庭への個別配布等の可能性がある場合、貧困世帯等ハイリスク層へのアウトリーチ策になり得る。
25	環境部	清掃課	清掃事業	高齢者・障害者対象の戸別訪問によるごみ出し支援	△	▼ゴミ屋敷化する背景には、孤独・孤立や認知症の疑い等、様々な問題が潜んでいる可能性がある。 ▼独力でのゴミ出しが困難な高齢者への支援は、自殺のリスクを抱える住民へのアウトリーチ策となり得る。
26	文化スポーツ部	文化課	ボランティアセンターとの連絡調整	ボランティアセンターに登録・活動を行う団体に対して補助金を交付し、ボランティア活動の振興を図る。	△	▼ボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらい、いざというときのつなぎ先や初期対応等を知っておいてもらうことで、地域の自殺対策(生きる支援)に関わる人材を増やせる可能性がある。
27	文化スポーツ部	文化課	住民向けカルチャースクール事業	協働の学びと実践の場として、地域において人の役に立つ活動をしてみたいと思っている住民が、一歩を踏み出していく時に必要な学習について支援する。	△	▼スクールでの講義を通じて、地域内の自殺の状況や自殺対策に関する理解を深めてもらうことで、地域の「支え手」を育成する機会になり得る。 ※いざという時のつなぎ先を知っておいてもらえるような工夫が必要である。
28	文化スポーツ部	文化課	生涯学習プラザ事業費	生涯学習プラザにおいて各種講座を開催する。イベントの開催や、生涯学習プラザだよりの発行等を通じて、学習機会の提供や支援を行い、まちづくりに主体的に参加する人材を育成する。	△	▼学習プラザの講座の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図ることができる。
29	文化スポーツ部	文化課	図書館の管理	・住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 ・映画会・お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供	○	▼図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ▼実際に、図書館で自殺対策(生きることの包括的な支援)関連の展示やリーフレットの配布を行っている自治体は少ない。 ▼学校に行きづらいている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある。
30	文化スポーツ部	健全育成課	青少年教育事務	・青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る各種講習会の開催 ・青少年委員に関する事務 ・フレンドリースクールの運営	○	▼青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。 ▼青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えない青少年との接触を図れる可能性がある。
31	文化スポーツ部	健全育成課	青少年対策事務	・青少年問題協議会の開催 ・青少年育成地区委員会への補助金交付・研修会講師派遣等	○	▼協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。 ▼地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。
32	文化スポーツ部	健全育成課	地域子ども育成会議	次代の地域を担う子どもを住民全体で育成するため、住民会議を設置し、青少年の健全育成活動を推進する。 (1)住民会議(年3回)、企画運営委員会(年4回)、校区青少年健全育成組織会長等研修会の実施 (2)明るく楽しい学校づくり地域大会、子どものつどい、心の扉を開く家庭づくり講座の開催	△	▼関連の会議のなかで、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことにより、現状と取組についての理解を深めてもらう機会となり得る。
33	文化スポーツ部	健全育成課	青少年プラザの運営(中高生向け活動支援、居場所提供等)	中高生の活動支援・居場所提供・中高生担当指導員との日常的な関わりの実施	○	▼中高生向けの学習支援は、彼らに放課後の居場所を提供することにもつながる。 ▼中高生との日常的な関わりを通じて、家庭の状況等を含めた問題の把握ができれば、困難な状況にある若年層を支援する上での有効な窓口として機能し得る。
34	文化スポーツ部	健全育成課	青少年プラザの運営(子育て親子向け施策)	子育て親子に交流の場を提供するとともに、交流の促進・子育てに関する相談・子育てに関する情報提供・子育てに関する講習会等を実施する。	○	▼子育て親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの負担軽減に寄与し得る。 ▼参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談に繋がれる可能性がある。
35	文化スポーツ部	健全育成課	青少年プラザの運営(世代間での交流促進)	様々な世代が参加できる交流事業の実施	○	▼世代間交流事業との連携を深めていくことで、若年層が命の大切さについて考える機会を提供し得る。 ▼交流事業を通じて、学校とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。
36	文化スポーツ部	健全育成課	青少年プラザの運営(大学生ボランティアによる中高生向け学習支援)	大学生ボランティアが中高生を対象に、各館で週1回、学習支援を行う。	○	▼年齢が近い大学生と接触する中で、中高生が自身や家庭の問題・悩み等を相談する可能性がある。 ▼相談対応を通じて、中高生の家庭状況を把握するとともに、必要時には地域の支援先へつなぐ等の対応をとり得る。 ▼大学生のボランティアに、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担ってもらえるようになる可能性がある。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
37	文化スポーツ部	健全育成課	青少年補導センター事業	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業。 (1)街頭補導 (2)電話相談窓口を設置 (3)青少年健全育成のための広報啓発活動 ・補導センターにより、非行防止チラシ等	○	▼街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。 ▼研修会等の際、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取組内容について理解を深めてもらうことができる。
38	文化スポーツ部	健全育成課	ライフデザインセミナー開催事業	大学生、新入社員を対象として「ライフデザインセミナー」を実施するとともに、大学との連携事業を活用し、シンポジウムを実施する。	○	▼セミナーで、新入社員が直面しがちな自殺と関連するトラブルや問題に加えて、相談先の情報等を周知することで、若年者向け自殺対策に寄与し得る。
39	文化スポーツ部	健全育成課	心のパートナー派遣事業	地域内の大学で教職を目指している者や心理学等を学んでいる大学生(院生)を適応指導教室に配置し、適応指導教室や要請のあった小・中学校で不登校傾向にある児童生徒の話し相手や学習支援等を行い、児童生徒の自立支援を行う。	○	▼大学生(院生)にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクのある児童生徒の早期発見と対応を図れるようになる可能性がある。
40	文化スポーツ部	健全育成課	子ども会育成事業	子ども会の組織の活性化、活動の充実を図るため、各会の主事や役員、リーダーの育成に努める。 (1)子ども会主事の委嘱 (2)子ども会主事、子ども会リーダーへの研修会実施	△	▼主事やリーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、子どもに対する見守りの強化と、問題の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。
41	文化スポーツ部	健全育成課	各種補助金(女性青少年教育費)	(1)子ども会連合会補助金 子ども会活動の活性化を図る。 (2)薬物乱用防止指導員地区協議会補助金 薬物乱用防止のために啓発活動を推進し、地域社会に根ざした活動を効果的に行い、薬物乱用を許さない環境づくりに努める。 (3)青少年団体リーダー派遣補助金 郷土の偉大な先人の魂に触れさせ、リーダーの資質向上と青少年団体活動の推進を図る。	○	▼薬物を乱用している若者の中には、様々な問題を抱えて自殺リスクの高い子もいる。 ▼指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、そうした自殺リスクの高い若者の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。
42	文化スポーツ部	健全育成課	おやじの会活動支援事業	「おやじの会」の活動を充実させるため、研修会を実施するほか、活動に対する助成を行う。	△	▼おやじの会の参加者向け研修会の中で、児童生徒の自殺対策につき話をすることにより、教員のみならず複数の視点で子どもの抱える問題や異変に気づき、適切な機関につなぐ等の対応をとるための体制を構築できる可能性がある。
43	文化スポーツ部	健全育成課	女性教育活動推進事業	(1)小学校区に女性学級を開設し、社会参加や地域づくりの推進を図る。 (2)女性リーダー研修・生涯学習リーダー研修を実施する。 (3)女性の生活、教養、文化の向上を図るため、女性団体の活動を支援する。	△	▼女性学級の参加者や地域の女性リーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域で自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応できるようにするなど、女性向け支援の推進につながる可能性がある。
44	生活振興部	地域振興課	生活安定対策事業(若年者の就労相談)	若年者の就労相談・内職の求人求職相談・就職面接会・就労支援セミナー等の実施	○	▼若年者への就労支援は、それ自身が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援(自殺対策)にもなり得る。
45	生活振興部	地域振興課	労政広報紙発行等事業	望ましい雇用就業構造の実現、労働力需給調整、高齢者雇用対策、障害者雇用対策、労働福祉等、行政の各種施策への理解を深めようとするため、広報紙(誌)を発行する。 ・中小企業のひろば ・労政のしおり	△	▼過重労働や長時間労働等の労働に関する諸問題につき対応を行う機関の情報等を掲載することで、それらの問題を抱えて自殺のリスクが高まっている労働者が、様々な支援先につながりやすくなる可能性がある。
46	生活振興部	地域振興課	しごと情報ポータルサイト構築事業	国や都道府県、関係機関を含めた地域の仕事に関する情報をワンストップで提供するポータルサイトを構築し、雇用機会の拡大につなげる。	△	▼本ポータルサイトに、就労や労働問題に関する相談先情報を掲載すれば、支援策の啓発にもつながる。
47	生活振興部	地域振興課	生活一時資金貸付事業	住民の生活安定のため、差し迫って必要とする生活資金を、迅速かつ低利で貸し付けている。	○	▼資金の貸与時に、本人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となり得る。
48	生活振興部	地域振興課	東日本大震災避難者生活支援事務	避難者相談コーナー・地域内の避難者応援ルームの運営等	○	▼震災による避難者の中には自殺のリスクを抱えた方も少なくない。 ▼相談・交流の場の設置運営は、そうしたリスク層に接触する上での窓口として機能し得る。
49	生活振興部	地域振興課	消費生活対策事務	・消費者相談・情報提供 ・消費者教育・啓発 ・消費者団体活動支援	○	▼消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 ▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。
50	生活振興部	地域振興課	無料法律相談委託	消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供するため、都道府県弁護士会法律相談センター相談所での、無料法律相談紹介状(チケット)を発行する。	○	▼弁護士相談に至る消費者の中には、抱えている問題が深刻であったり、複合的であるなど、自殺リスクの高い方も多いと思われる。 ▼紹介状(チケット)を発行した住民に対して、相談を行った後の状況や問題解決の進捗等のフォローを行うなどにより、継続的な支援を行えば、確実な問題解決につながる仕組みとなり得る。
51	生活振興部	地域振興課	消費生活関連イベントの開催	消費者問題が複雑・多様化していることから、消費者情報の発信や消費者啓発を積極的に行うための体験型イベントを開催する。	△	▼消費生活に関するイベントにおいて、自殺対策(生きることの包括的支援)をテーマとしたステージやブースへの出展を行うことで、住民意識の啓発や理解の促進を図ることが可能となる。
52	生活振興部	地域振興課	地域消費者サポーター育成事業	悪質商法やうそ電話詐欺などのトラブルを防ぐ情報を、自分の身近な人に伝えることを主な活動とする「地域消費者サポーター」を育成する。	△	▼サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域住民と支援者とのつなぎ役としての機能を果たしてもらえるようになる可能性がある。
53	生活振興部	地域振興課	スクールキャンパス啓発事業	若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、小・中・高・大学生向けの学習資料の作成やパネル展を実施する。	○	▼学生向けの資料やパネル等の中に、いざトラブルに巻き込まれてしまった時の対応方法や、様々な生きる支援に関する相談先の情報を入れ込むことで、「SOS」の出し方に関する教育の実践にもなり得る。
54	生活振興部	地域振興課	地域活動振興事務	町会・自治会関係・コミュニティ育成・地区住民への講演や講習会	○	▼町会や自治会等の場で自殺対策に関する講演や講習会を行うことで、地域の住民として何が出来るかを主体的に考えてもらう機会となり得る。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
55	生活振興部	地域振興課	住民参画推進事業	(1)住民参画推進に関する会議 住民参画を推進する条例に基づき、住民参画推進について調査審議するための会議を開催 (2)住民参画推進会議 住民参画推進条例に基づき、住民と行政とによる協働のまちづくりを進めるために、庁内に住民参画の推進と調整を図る組織として設置し、会議を開催 (3)住民参画手続研修会 住民参画手続の実施予定課を対象とした研修会を開催 (4)電子申請手続研修会 住民参画手続の実施予定課を対象とした研修会を開催	△	▼住民会議で自殺対策を議題にすることで、住民の視点で「生き心地のよい地域」の実現に向けた施策等を検討する機会となり得る。
56	生活振興部	地域振興課	NPO連携促進事業	NPO、企業、行政の協働を進めるため、地域課題について対話するワークショップを開催する。	○	▼地域の課題として自殺問題を取り上げることで、行政と民間が連携して「地域づくり」として自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。
57	生活振興部	地域振興課	まちかどコメンテーター事業	委嘱したコメンテーターに対してアンケート調査を実施することによって、住民の意見やニーズを把握して行政運営の参考にするとともに、行政への関心や理解を深める。	○	▼自殺対策に関することもアンケート項目に加えることで、住民の意見を収集するとともに、対策の課題(相談窓口の認知度等)を把握することが可能となる。
58	生活振興部	地域振興課	行政出前トーク事業	住民からの要請により、職員が地域に出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、住民の意見や提言などを伺いながら、ともにまちづくりを考えていくために、双方向型の広報・広聴を行うことにより、住民の声を行政施策に反映させる。	○	▼「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等を、トーク事業のメニューに加えることで住民への啓発の機会となり得る。
59	生活振興部	地域振興課	首長とふれあいトーク	首長が自ら地域や住民の活動の場などに出向き、行政について住民と語り合い、行政に関する意見・意向等を聴取することで、行政運営の参考とする。	○	▼「地域自殺対策の取組」等を、ふれあいトークのテーマとすることで住民への啓発の機会となり得る。
60	生活振興部	地域振興課	コミュニティづくりの推進	町内会役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会を実施する。	○	▼研修会の中で自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知につながる可能性がある。
61	生活振興部	男女共同参画推進課	地域まつり開催事業	男女共同参画社会の実現に向けて、住民と共に考え行動する参画型イベントを開催することによって、広く男女共同参画の意識を醸成するとともに、イベントを通じて住民の情報発信や交流を支援する。	△	▼テーマに即した連携が可能であれば、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する講演や、ブースの展示、資料の配布などを行うことで、住民への啓発の機会となり得る。
62	生活振興部	男女共同参画推進課	男女共同参画センター運営事業	(1)男女共同参画センターに関する一般事務 (2)男女共同参画センター運営委員会の開催 センターの利用者や有識者から意見や要望を聴取し、円滑な運営に活かす。 (3)図書・ビデオ等の提供 (4)男女共同参画に関する啓発イベント・講座の開催 (5)男女共同参画に関する学習会講師派遣事業 団体等が開催する学習会や研修会などに講師を派遣し、講師謝金を負担する。 (6)育児支援 館内利用者や主催事業での託児の実施(主催講座時、フリー日、相談時他)	△	▼男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりすることで、住民に対する啓発の機会となり得る。
63	生活振興部	男女共同参画推進課	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画に関する法律や施策などの情報提供や家庭、地域社会、職場などにおける男女共同参画に関する問題を住民や企業等に提供することで、住民の男女共同参画に関する理解と認識を深めるとともに、男女共同参画の拠点である男女共同参画センターに関する情報について発信し、男女共同参画社会の形成を図る。	△	▼情報誌の記事の一部として、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連したトピックも取り上げることにより、住民への情報周知や啓発を図ることができる。
64	生活振興部	男女共同参画推進課	男女共同参画計画推進事業	(1)男女共同参画審議会の実施 (2)相談員研修会の実施 庁内における相談業務に直接携わる相談員等を対象に、相談業務に必要な知識の習得・相談技能の向上及び男女共同参画の視点からみた相談のあり方を内容とする専門的・実践的研修を行う。 (3)行政職員対象研修会 全庁的な事業・施策に男女共同参画の視点を入れるとともに、職員一人ひとりの生活全般における意識を向上させる。 (4)第2次男女共同参画計画冊子(改訂版)の作成 (5)男女共同参画啓発パンフレットの作成	△	▼研修会の中で自殺対策についても言及することにより、相談員の自殺リスクを抱えた方への相談対応について理解の深化を図ることができる。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
65	生活振興部	男女共同参画推進課	DV対策基本計画推進事業	(1)デートDV講演会 若年者を対象にデートDVに関する講演会を行い、相手を尊重する関係を知ってもらうことで、DVの発生を未然に防ぐ。 (2)若者による若者のためのデートDV講座 中・高校生等を対象に大学生等の若者がデートDVに関するワークショップを行い、自分を大切に、相手も尊重する人間関係についての若年者の意識を高め、DVの発生を未然に防ぐ。 (3)DV防止庁内連絡会議 DVの防止及びその被害者の保護に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、DVの被害者への的確な支援を行うために開催。 (4)デートDV防止啓発誌の作成・配布 自治体内全高校1年生にデートDV防止啓発誌を配布する。 (5)カードサイズDVリーフレットの配布 DVの内容や相談機関について掲載したカードサイズのリーフレットを作成し、公共施設や商業施設等に配布する。 (6)パープルリボンキャンペーン 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、パープルリボンツリー、パネルの設置、アミューズメント施設のパープルライトアップ、パープルリボン街頭キャンペーン等を行う。 (7)DV防止対策委員会 DV防止やDV被害者の保護に関し、関係機関が情報交換を密にし、ネットワークを構築する。 (8)DV被害者同行支援(配偶者暴力相談支援センター業務) DV被害者の一時保護や保護命令申立の際に、被害者の負担軽減を図るため、相談員等が同行支援を行う。	○	▼DV被害者は、一般的に自殺リスクの高い方が少なくない。 ▼講演会や講座等でDVと自殺リスクとの関連性や自殺対策について言及をすることで、DV被害者への支援に携わる関係者の間で理解や認識を深めてもらうことができる。 ▼DV被害者の支援にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応について一層の理解を深めてもらうことで自殺リスクを抱えた人への支援の拡充を図れる。
66	生活振興部	産業振興課	地域産業の育成・発展(経営者支援セミナー等)	商工会議所と連携した経営者支援セミナーや、中小企業経営基盤強化事業の実施等を行う。	○	▼セミナーにおいて、自殺対策(生きることの包括的支援)に関連する講演の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性和重要性を訴える機会とし得る。 ※商工会議所と事前に相談する必要がある。
67	生活振興部	産業振興課	新産業創出支援事業	ヘルスケアビジネスなど新たな産業を創出するため、新商品等の開発に向けた取組に対し、助成等の支援を行うとともに、新たにヘルスケアサービスの実用化検証に対する助成制度を設け、健康分野の取組を充実させる。	△	▼企業の健康経営を支援する有償サービスが創出された際には、それを活用することで、健康経営の推進に向けた取り組みを行う企業を支援したり、取り組みの推進を図ることができ、それらは労働者への生きることの包括的支援(自殺対策)ともなり得る。
68	生活振興部	産業振興課	SOHO事業者支援施設の管理運営	SOHO事業者を育成支援する拠点施設の管理運営を行う。	△	▼自営業者は相談へのハードルが高いことがこれまでの実態調査から明らかになっている。 ▼施設の管理運営を行う職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクとなりがちな問題を抱えた自営業者から相談を受けた際には、その職員が適切な機関につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 ▼自営業者を対象に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載したリーフレット等を配布することで、対象者への情報周知を図ることができる。
69	生活振興部	産業振興課	商工相談(専門家の派遣)	中小企業の様々な経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスを行い事業者の経営力の向上を図る。	△	▼経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。
70	生活振興部	産業振興課	農業アドバイザー配置事業	アドバイザーが生産から流通・加工までの幅広い視点から指導・助言を行う。	△	▼農業アドバイザーにゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、指導・助言の機会に自殺リスクのありそうな生産者から相談を受けた場合には、農業アドバイザーが適切な相談機関につなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。
71	生活振興部	産業振興課	中小企業資金融資	・低利の融資あつせん ・中小企業に対する経営安定化に向けた緊急助成 ・信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助 ・特定中小企業者の認定事業者に対する倒産防止のための特別助成の補給 ・経営支援融資(災害緊急)を利用した事業者に対する助成金の補給	○	▼融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。 ▼健康経営促進に向けたPR策の検討を行うことで、健康経営の強化を図る起点にもなり得る。(それらは労働者への生きることの包括的支援につながり得る)
72	福祉部	福祉推進課	民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	○	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。
73	福祉部	福祉推進課	地域福祉推進事業	地域福祉計画において目指している、みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現に向けて、計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働し、 ① 地域福祉館単位の地域福祉ネットワーク推進による地域福祉の推進体制 ② 地区の特性を踏まえた住民の意見を地域福祉計画の推進に取り入れる仕組みを整える。 1. 地域福祉館等を拠点としたネットワークの推進 2. 地域福祉計画推進委員会運営 3. 地域福祉計画地区福祉推進会議運営 4. 小地域ネットワーク支えあい補助金 5. 地域福祉計画策定(印刷・製本)	○	▼地域包括ケアと自殺対策との運動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークや会議体はその運動を進める上での要となり得る。 ▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな運動を図ることもできる。 ▼地域福祉支援員や地域福祉館職員による相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。
74	福祉部	福祉推進課	保護司会補助金	地域の保護司会の健全な運営を図るため、各保護司会に対し補助金を支給する。	△	▼犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくない。 ▼保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。
75	福祉部	福祉推進課	権利擁護の仕組みづくり	・安心生活センター(社会福祉協議会内に設置)に対する補助 ・福祉サービス等の相談受付 ・成年後見人制度利用者の相談受託等	○	▼判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 ▼事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となりうる。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 取 判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
76	福祉部	福祉推進課	生活安定支援事業	生活相談や就職・進学支援等の支援事業を、社会福祉協議会に委託して実施する。	○	▼社会福祉協議会の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、生活相談や就職等の相談対応において、自殺対策の視点も加えて、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ることができる。
77	福祉部	福祉推進課	保健福祉総合相談・案内窓口事業	住民の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談サービスの提供や案内等を行う。	○	▼相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを抱えた(抱え込みかかわない)相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。
78	福祉部	福祉推進課	葬祭費	被保険者の死亡に対し、一時金を支給する。	△	▼葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へつなぐ機会として活用し得る。 ▼亡くなった方の中には自殺による死亡のケースがあることも想定されるため、遺族に対して一律で相談先等の情報を掲載したリーフレット(自死遺族の相談・支援先も掲載)を配布することにより、一時金の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用することもできる。
79	福祉部	福祉推進課	地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置する。(運営は社会福祉協議会へ委託)	○	▼地域包括ケアシステムの拠点は、地域包括ケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担う。 ▼拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。
80	福祉部	福祉推進課	ひとり暮らし等施策(登録ボランティアによる安否確認)	地域の登録ボランティアによる話相手及び安否確認	○	▼住民ボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題に気づき対処し得る地域の人材の養成に寄与し得る。(○:ボランティアにつなぎ先等の情報を共有しておく必要がある) ▼住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。
81	福祉部	福祉推進課	ひとり暮らし等施策	地域支援ネットワーク会議の開催	○	▼会議の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、地域包括ケアと自殺対策とを連動させていく上での基盤の構築に寄与し得る。
82	福祉部	福祉推進課	ひとり暮らし等施策	地域見守り名簿の作成	○	▼地域の見守り名簿の情報を、見守り活動を行う住民団体や自治会等と共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民へのアウトリーチに活用できる。(ただし、個人情報の扱いには十分な注意が必要である。)
83	福祉部	福祉推進課	高齢者福祉相談員設置事業	ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	○	▼高齢者福祉相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ることができる。
84	福祉部	福祉推進課	生きがい施策(高齢者向けクラブへの活動助成)	高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成	○	▼講習会や研究会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。
85	福祉部	福祉推進課	高齢者カルチャーセンターの運営	60歳以上高齢者が生きがいを見出すきっかけの場づくり	○	▼カルチャーセンターに各種相談先のリーフレットを置く等により、問題の啓発や情報提供の拠点として活用できる。
86	福祉部	福祉推進課	長寿まつり開催事業	高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進するとともに、家族・地域とのつながりを実感できるスポーツ・文化のイベントを実施する。	△	▼イベント内でテーマに関連させながら生きることの包括的支援(自殺対策)のパネル展示やブース出展の機会をもてれば、高齢者及びその周囲の方々への啓発の機会とすることができる。
87	福祉部	福祉推進課	わくわく福祉交流フェア	子ども、高齢者、障害者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもと、多彩な催しを通して相互交流するなかで、福祉交流やボランティア活動を広げることを目指す。	○	▼交流フェアで生きることの包括的な支援(自殺対策)に関するブースや展示等を行うことで、住民に対する情報発信の機会とすることができる。
88	福祉部	福祉推進課	敬老バス交付事業	地域に居住する高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、高齢者の生きがいづくりの促進と健康増進を図るため地域内を走行しているバス、電車等を正規運賃の3分の1の自己負担で利用可能にする。	○	▼高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットがあれば、それを敬老バスと合わせて交付することで、高齢者への相談先情報等の周知の機会とすることができる。
89	福祉部	福祉推進課	入浴事業	地域に居住する高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、高齢者の生きがいづくりの促進と健康増進を図るため、地域の公衆浴場等を1回100円で利用できる入浴証を交付する。	○	▼高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットがあれば、それを入浴券と合わせて交付することで、高齢者への相談先情報等の周知の機会とすることができる。
90	福祉部	福祉推進課	元気高齢者活動支援事業	(1)登録・紹介 元気高齢者の登録及び各種団体・個人の要請に応じて元気高齢者を紹介する。 (2)広報・宣伝 インターネットやポスター等による元気高齢者の募集及び紹介、元気高齢者カレンダーの作成。 (3)登録者によるミニ発表会・ミニ講習会の開催 (4)登録者の啓発を目的とする研究会の開催	○	▼登録者向け研修会で、万が一のときのために、高齢者の自殺実態とその対策(気づきと対応等)について説明することで、同年代の高齢者のリスクの察知と対応についての理解促進を図れる。
91	福祉部	福祉推進課	高齢者福祉バス運行事業	老人クラブ等の研修及び交流のために福祉バスを運行し、高齢者の教養向上や生きがいづくり、社会参加を促進する。	○	▼高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等をバス車内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知の機会とすることができる。
92	福祉部	福祉推進課	愛のふれあい会食事業	家に閉じこもりがちな高齢者とのふれあいを深める目的で、ボランティア団体等が会食を行うときに、デイサービスセンター等で調理した食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進し、高齢者の福祉の増進を図る。	○	▼食事の提供機会を利用し高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができる。 ▼また、食事を提供する職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の中に自殺のリスクの高い高齢者がいた場合には、その職員が適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
93	福祉部	福祉推進課	寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業	在宅の寝たきり高齢者に対して、理髪サービス又は美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。	○	▼理美容サービスを行う業者にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、理美容業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるようになる可能性がある。
94	福祉部	福祉推進課	地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。 1 住民の通いの場、高齢者クラブ等を対象に、集団及び個別指導の実施 2 身体能力低下のある高齢者の生活実態把握 3 実務者会議へ参加し、ケアマネジメント支援の実施 4 支援に関わるボランティア等への研修	○	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。
95	福祉部	福祉推進課	高齢者等買い物困難者対策	高齢者等の買い物困難者に対する支援策を検討する。	○	▼買い物困難者への支援を通して、高齢者とコミュニケーションをとることができれば、高齢者の孤立防止や自殺のリスクの早期発見に寄与する。
96	福祉部	介護保険課	介護給付に関する事務	・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援 ・相談支援	○	▼介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へつなげる危険もある。 ▼相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
97	福祉部	介護保険課	介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談	○	▼介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。 ▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的支援)にもつながる。
98	福祉部	介護保険課	高齢者への総合相談事業	・高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相談室において初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。 ・24時間介護電話相談	○	▼問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。 ▼訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援(自殺対策)にもなっている。
99	福祉部	介護保険課	介護職員人材確保推進事業	地域内の介護事業所等に勤務する職員の技術向上を図ることにより、介護サービスの維持及び向上を目指す。	○	▼要介護の当事者ならびにその家族の中には、様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。 ▼介護職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺対策の視点も加えてもってもらうことで、適切な機関へつなぐ等の対応の強化につながる可能性がある。 ▼介護に従事者にかかる負担も大きいため、ゲートキーパー研修の中で、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者(介護職)への支援の充実に向けた施策にもなり得る。
100	福祉部	介護保険課	介護者のつらい	介護従事者の日ごとの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する(年1回)。	○	▼介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合い(※支援者への支援)を推進し得る。 ※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。
101	福祉部	介護保険課	家族介護講習会等開催事業	家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。	○	▼支援者(家族)への支援は新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとされており、家族の負担軽減を通じて、介護の負担から起こる殺人や心中等の防止に寄与し得る。 ▼講習会は、家族との接触を通じて、支援者(家族)の異変を察知する機会ともなり得る。
102	福祉部	介護保険課	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	○	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。
103	福祉部	介護保険課	地域包括支援センターの運営	高齢者相談室運営協議会・ケア会議の開催	○	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の運動につなげていくことができる。
104	福祉部	介護保険課	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	○	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険性もある。 ▼サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。
105	福祉部	介護保険課	認知症等見守りメイト養成講座・活動	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症等見守りメイト養成講座を開催し、講座を修了した認知症等見守りメイト(ボランティア)が、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う。	○	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険性もある。 ▼見守りメイトにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、見守りメイトがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。
106	福祉部	介護保険課	認知症介護教室	認知症についての正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とした認知症介護教室を実施する。	○	▼支援者同士の交流機会の提供により、支援者への支援(新しい自殺総合対策大綱における重点項目の1つ)の強化を図ることができる。
107	福祉部	介護保険課	認知症介護の電話相談の設置	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、同じ経験を持つ相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。	○	▼介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援(新しい自殺総合対策大綱における重点項目の1つ)の強化を図ることができる。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
108	福祉部	介護保険課	認知症カフェ	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換の機会を提供する。	△	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合い(※)の推進に寄与し得る。 ※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。
109	福祉部	介護保険課	第1号訪問・通所・生活支援事業	・高齢者ふれあいセンター事業 ・心身機能の維持向上のための居場所活動	○	▼介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点となり得る。
110	福祉部	介護保険課	介護予防運動指導者養成講座	地域住民を対象に、介護予防運動の指導者養成講座を開催することで、各地区単位で実施している介護予防(転倒予防)教室を指導できる人材を育成する。	△	▼指導者となる住民にゲートキーパー研修の受講を推奨し、自殺のリスクに対する気づきの力を高めてもらうことにより、教室参加者の中に自殺のリスクを抱えているような人がいた場合には、行政につなぐ等の対応を推進することにつながる。
111	福祉部	長寿支援課	高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	○	▼ネットワーク協議会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。
112	福祉部	長寿支援課	在宅医療推進委員会	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする委員会を開催し、在宅医療推進センター事業に関する協議、承認を行う。	△	▼推進委員会での議題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等につき議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺対策(生きることの包括的支援)を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。
113	福祉部	長寿支援課	男性健康運動教室	地域に居住する65歳以上の男性を対象に、運動講座(トレーニングマシンでの有酸素運動、屋内ウォーキング、筋力等)や栄養講座(栄養士の講話、調理実習)等を行う。これらの講座への参加を通じて、男性の介護予防事業への積極的な参加を促すとともに、自分にあった運動を見つけて継続する事と、食生活改善への意識付けを図る。	△	▼高齢男性の中には、退職後に職場を始めとした周囲とのつながりを失うことで、地域において孤立してしまう方もいる。 ▼イベントへの参加機会を捉えて、男性の健康状態を把握し、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。
114	福祉部	長寿支援課	街中お年寄り愛所の設置	高齢者が疲れたときにひと休みしたり、気軽にお店で世間話をしたりできるよう、地域内の店舗の片隅に椅子を置くなど「ひと休みスペース」を設置する。事業所や店舗の関係者に世間話を通じて相談等に応じてもらうことで、行政をはじめ関係機関との連携し役を担ってもらう。	○	▼スペースを提供する事業所や店舗等の関係者にゲートキーパー研修を行うことで、相談等に応じる際の気づきの力を高めてもらうとともに、気になる人がいた場合には、関係機関へ情報を共有したり、つないだりといった対応を取れるようになる可能性がある。
115	福祉部	障害者福祉課	障害福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害者福祉計画の策定を行う。	○	▼障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。
116	福祉部	障害者福祉課	日中一時支援事業	障害者(児)を介護する者が、疾病等の理由により自宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	△	▼ショートステイの機会を活用し、障害者(児)の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 ▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者(介護者)への支援としても位置付け得る。
117	福祉部	障害者福祉課	ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業	通報システムを設置することで、在宅のひとり暮らしの重度身体障害者等の生活の安全を確保するとともに、障害者の不安を解消する。	△	▼通報システムの設置を通じて、独居の重度身障者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用し得る。
118	福祉部	障害者福祉課	心身障害者福祉手当支給事務	日常生活が困難な心身障害者(児)の社会参加のための手当を支給する。	○	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
119	福祉部	障害者福祉課	難病患者福祉手当支給事務	日常生活が困難な難病患者への手当支給	○	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
120	福祉部	障害者福祉課	障害児支援に関する事務	・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援	○	▼障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
121	福祉部	障害者福祉課	訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付	○	▼障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
122	福祉部	障害者福祉課	訪問給食事業	独居障害者世帯を訪問して計画的な配食を提供するとともに、その安否を確認することにより、障害者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。	△	▼心理的なサポートも併せて行うことができれば、自殺のリスクの軽減にも資する包括的な支援になる可能性がある。
123	福祉部	障害者福祉課	訪問入浴事業	重度の心身障害者の保健衛生の向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。	△	▼訪問入浴の介助を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、障害者とその家族が何か問題等を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等のための対応を取れるようになる可能性がある。
124	福祉部	障害者福祉課	障害者向け施設の運営(障害者就労支援センターの運営)	障害者就労支援センターの運営(障害者の一般就労の機会の拡大・相談事業)	○	▼障害者への就労支援を通じて、仕事以外の問題にも気づき、必要な場合には支援先につなぐ等の対応により、必要な支援への接点になり得る。
125	福祉部	障害者福祉課	心身障害者総合福祉センター管理運営事業	心身障害者に対して、研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障害者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供することにより、障害者の自立や社会参加を促進する。	△	▼来所者が手に取れるよう、相談先一覧等のリーフレットを心身障害者総合福祉センターに設置することで、対象者への情報周知を図ることができる。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
126	福祉部	障害者福祉課	障害児地域療育等支援事業	在宅障害児等のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、都道府県が指定した支援施設の有する機能を活用し、療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障害児等及びその家族の福祉の向上を図る。	○	▼障害児の直面する様々な生活上の困難への対応負担から、保護者自身が疲弊し自殺リスクを抱える可能性もある。 ▼対応を行う職員にゲートキーパー研修を実施することで、家族の状況把握の際に自殺対策の視点についても理解してもらうことで、問題を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等、対応の強化につながり得る。
127	福祉部	障害者福祉課	障害者講座・講習の開催	障害者及び家族を対象に、障害の態様別に講習会を開催する。	○	▼今後の講座・講習において、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民に対する啓発の機会となり得る。
128	福祉部	障害者福祉課	障害者差別解消推進事業	障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	○	▼センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。
129	福祉部	障害者福祉課	地域自立支援協議会の開催	医療・保健、福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築	○	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上での基盤ともなり得る。
130	福祉部	障害者福祉課	障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置	○	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へつなぐための接点(生きることの包括的支援への接点)にもなり得る。
131	福祉部	障害者福祉課	障害者基幹相談支援センター事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する。また、虐待防止センターの機能も持つ。	○	▼センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。
132	福祉部	障害者福祉課	障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)	行政より委託した障害者相談員による相談業務	○	▼各種障害を抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 ▼相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
133	福祉部	障害者福祉課	手話奉仕員養成事業	聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	○	▼手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、障害者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
134	福祉部	障害者福祉課	手話通訳者養成事業	身体障害者福祉の概要や、手話通訳の役割・責務について理解を深め、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者を養成する。	○	▼養成講座の中で自殺のリスク要因や対策事業について言及することで、支援対象者の中で自殺リスクの高い方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての意識を高めてもらう機会となり得る。
135	福祉部	障害者福祉課	手話通訳者等派遣事業	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	△	▼通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
136	福祉部	障害者福祉課	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重度重複障害者(盲ろう者)に対して、コミュニケーション支援及び移動介助の技術を習得した登録通訳・介助員を派遣し、コミュニケーション及び移動等の支援を行う。	△	▼通訳者や介助員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
137	福祉部	障害者福祉課	ろうあ者福祉相談員設置事業	地域に居住する重度聴覚障害者の各種行政手続き、生活相談等に応じ、適切な助言、指導を行う。	△	▼福祉相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等、福祉相談員が気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。
138	福祉部	障害者福祉課	ガイドブック作成事業	障害者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障害者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるような情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	○	▼ガイドブックの改訂時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ることができる。
139	福祉部	発達障害相談センター	発達障害相談センターの相談事業	発達障害のある方とご家族・支援者からの相談対応	○	▼発達障害を抱えた人や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。 ▼相談の機会を、そうした方の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。
140	福祉部	発達障害相談センター	発達障害に関する会議の開催	発達障害支援会議・発達障害庁内連絡調整会議	○	▼関係者同士が障害を抱える方々の情報の把握・共有を積極的に進めることで、当事者への支援向上、生きることの包括的支援(自殺対策)の向上にも寄与し得る。 ▼関係者同士の関係構築を進めることにより、包括的な支援体制の強化、生きることの包括的支援(自殺対策)の向上にも寄与し得る。
141	福祉部	生活福祉課	生活保護施行に関する事務	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査	○	▼生活保護利用者(受給者)は、利用(受給)していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。
142	福祉部	生活福祉課	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	○	▼扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
143	福祉部	生活福祉課	法外保護事務	行政が独自に援助金等を支給し本人及び世帯の自立助成を図る。	○	▼生活保護利用者(受給者)は、利用(受給)していない人比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、本人や家族の問題状況を把握し支援につなぐ上でつなぐきっかけにするなど、援助金支給の機会を自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチの機会として活用し得る。
144	福祉部	生活福祉課	路上生活者に対する事務	緊急一時保護事業・自立支援事業	○	▼路上生活者は自殺リスクの高い方や、自殺の問題要因の1つである精神疾患や各種障害を抱えている方が少なくない。 ▼見守り活動はそうした集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。
145	福祉部	生活福祉課	中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	○	▼言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性もある。 ▼相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
146	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	自立相談支援事業	○	▼生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。 ▼そのため関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。
147	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	住居確保給付金	○	▼住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねない。 ▼住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まるのが少なくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る。
148	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業(一時生活支援事業)	一時生活支援事業	○	▼住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高めることになりかねない。 ▼宿泊場所の提供や衣食の支給は、自殺リスクの高い集団への支援策として極めて重要と言える。
149	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業等)	子どもの学習支援事業等	○	▼子どもに対する学習支援を通じて、本人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。
150	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	○	▼就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もある。 ▼必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。
151	福祉部	生活福祉課	寄りそい型宿泊事業	事業者に対する必要経費の支援	○	▼当事者と対面して対応する機会があれば、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。
152	子ども家庭部	子育て支援課	子育て支援ネットワーク推進事業	すこやか子育て交流館を核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを推進し、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。	○	▼子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化していくことは、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化にもつながり得る。
153	子ども家庭部	子育て支援課	子ども・若者総合サポート会議	0歳から39歳までの子ども・若者に対し、地域の関係者が連携し、子ども・若者の成長に合わせて切れ目なく総合的に支援できるよう、会議を通じて情報交換や連絡調整に加えて、研修や広報・啓発活動を行うことにより、支援に必要な体制の整備を図る。	○	▼会議のテーマに児童生徒や若年層の自殺問題や自殺対策を盛り込むことで、基本的な理解を促すことができる。 ▼会議を通じて関係者同士が連携を深めていくことで、地域の関係者が子どもたちからのSOSを受け止め、必要な支援を提供するための基盤の整備に寄与し得る。
154	子ども家庭部	子育て支援課	子育てひろば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	○	▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ▼保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。
155	子ども家庭部	子育て支援課	学童保育事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する	△	▼学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多くなり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ▼学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。
156	子ども家庭部	子育て支援課 保育課	保育の実施(公立保育園・私立保育園など)	・公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	○	▼保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
157	子ども家庭部	保育課	保育料等納入促進事業	(1)保育所等による保育料納入助奨指導 保育所長等により、催告状や口座振替不能の際の納入通知書を保護者へ手渡すとともに、滞納者への保育料の納入を呼びかける。(委託) (2)納入しやすい環境整備 保育料の滞納縮減に努めるとともに、納入しやすい環境を整える。 (3)滞納整理の強化 保育料等収納嘱託員による滞納者の実態調査や夜間訪問を実施し、収納業務を強化する。	○	▼保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払いたくても払えない状態、かつ、必要な支援につながない方もいると思われる。 ▼収納担当の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、そうした保護者に気づいた時には適切な機関へつなぐ等、収納担当職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
158	子ども家庭部	保育課	保育ママ事業	就労・疾病等で乳児の養育ができない保護者に代わり、児童の健全育成を図る。	○	▼子どもの預かりと養育の機会は、保護者や家庭の状況を知る機会となる。 ▼保護者や家庭が問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐなど、支援への接点になり得る。
159	子ども家庭部	保育課	子育て応援隊支援事業	様々な分野・地域で子育てを応援する地域の活動団体や事業者等に「子育て応援隊」に加入していただき、地域における子育て支援を推進するとともに、それらの活動の促進を図る。	○	▼応援隊参加団体や事業者等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱える保護者がいた場合には、行政につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
160	子ども家庭部	保育課	保育コーディネーター配置事業	保育コーディネーターを配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスの情報を提供することで保護者の選択幅を増やすとともに、待機児童の減少を図る。	○	▼コーディネーターにゲートキーパー研修を実施することで、保護者から相談があった場合には適切な機関につなぐ等、コーディネーターが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
161	子ども家庭部	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターの運営(総合相談及び情報提供)	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供	○	▼子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。
162	子ども家庭部	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターの運営(児童虐待防止対策の充実)	児童虐待防止対策の充実(児童虐待SOS、養育支援訪問事業、子どもと家庭のおとなりさん事業)	○	▼子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ▼被害者の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。
163	子ども家庭部	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターの運営(ショートステイ事業)	保護者の病氣、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	○	▼子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。
164	子ども家庭部	子ども家庭支援センター	ファミリー・サポート・センターの運営	・育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化 ・子育てサポートひろば事業(施設での子ども一時預かり)	○	▼会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。
165	子ども家庭部	親子支援課	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	○	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。 ▼扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。
166	子ども家庭部	親子支援課	児童育成手当支給事務	児童育成手当の支給	○	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があり、そうした集団との接触窓口、支援へのつなぎの接点として機能し得る。
167	子ども家庭部	親子支援課	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費の助成	○	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。
168	子ども家庭部	親子支援課	母子家庭等自立支援給付金事業	(1) 自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 (2) 高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練終了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 (3) 高卒認定試験受講修了時等給付金 ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座も可)を受けた場合、修了時に受講費用の2割(上限10万円)を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割(計6割、上限15万)を支給する。	△	▼それぞれの給付金申請時に申請者とやりとりができるのであれば、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点になり得る。
169	子ども家庭部	親子支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付事業【特別会計】	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	△	▼貸付の前で、保護者と対面できたりする機会があれば、自殺リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていく上での契機になり得る。
170	子ども家庭部	親子支援課	母子父子寡婦福祉資金償還対策事業	(1) 償還指導員の配置 償還金の収納及び償還指導業務を行う。 (2) 債権回収会社への委託 償還の弁済期間到来者で過去1年以上返済がなく、かつ債務者が地域外に居住している債権について専門業者に委託し、未収金の回収を促進する。	○	▼返済が滞っている世帯は何かの問題を複合的に抱えていることが少なくなく、自殺のリスクを抱えている可能性もある。 ▼そうした可能性を想定し、リスクを抱えた世帯を支援へとつなぐ接点として当該事業を活用できる可能性がある。
171	子ども家庭部	親子支援課	母子生活支援施設設置費	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	○	▼母子家庭は経済的困難をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い場合も少なくない。 ▼施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
172	子ども家庭部	親子支援課	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。	○	▼自立支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの高いひとり親家庭を、他の機関へとつなぐ等の対応の強化につながり得る。
173	子ども家庭部	親子支援課	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。	○	▼家庭生活支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点も加えて、支援を必要とするひとり親の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながり得る。 ▼家庭生活支援員から必要と思われる対象者に、相談先一覧のリーフレット等の資料を配布してもらうことで、生きることの包括的支援に関わる情報を直接届けていくことができる。
174	子ども家庭部	親子支援課	ひとり親家庭等生活支援講習会事業	育児や健康管理などについて学習する生活支援講習会を開催するとともに、個々のひとり親家庭等の相談に応じることにより、生活の中で直面する諸問題の解決や生活の安定を図り、ひとり親家庭等の生活を支援する。	○	▼家庭生活支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点も加えて、支援を必要とするひとり親の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながり得る。 ▼家庭生活支援員から必要と思われる対象者に、相談先一覧のリーフレット等の資料を配布してもらうことで、生きることの包括的支援に関わる情報を直接届けていくことができる。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
175	子ども家庭部	親子支援課	ひとり親家庭への学習支援事業	個別指導型学習支援・派遣型学習支援を通じた子どもの居場所作り	○	▼児童生徒への学習支援は、本人のみならず保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼関係機関同士で情報共有ができれば、必要時にはアウトリーチを行ったり、支援先へつなぐ等、支援の糸口にもなり得る。
176	子ども家庭部	親子支援課	ひとり親家庭の子どもに向けた居場所活動	ひとり親家庭の児童生徒に対し、様々な居場所の提供を通じて、子どもの精神的安定や未来に対するイメージ力の育成、保護者への精神的支援等を行う。	○	▼居場所の提供は、工夫次第で児童生徒の生きることの足場を支えるもの(生きることの促進要因への支援)にもなり得る。 ▼児童生徒との接触を通じて、本人や保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼関係機関同士で情報共有ができれば、必要時にはアウトリーチを行ったり、支援先へつなぐ等、支援の糸口にもなり得る。
177	子ども家庭部	親子支援課	ひとり親家庭の子どもに対する食の支援(おうち食堂 / こはん便)	ひとり親家庭の児童生徒に対する食の支援(家庭を訪問し調理を行うほか、お弁当を宅配する)を通じて、子どもの精神的安定や未来に対するイメージ力の育成、保護者への精神的支援等を行う。	○	▼自宅での食事提供の機会を通じて、本人のみならず、家庭の状況等を把握する機会にもなり得る。 ▼関係機関同士で情報共有を図ることにより、必要時には連携してアウトリーチを行ったり、支援先へつなぐ等、支援の糸口にもなり得る。
178	子ども家庭部	親子支援課	女性センター	家庭や生活上の問題解決のための各種相談の実施(総合相談、女性に対する暴力相談、女性のための法律相談)	○	▼様々な問題の相談に応じており、女性が何かしらの困難に直接した際の最初の相談窓口となっている。 ▼関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援も担い、女性への生きることの包括的支援の窓口となり得る。
179	子ども家庭部	親子支援課	配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護	○	▼配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。 ▼相談の機会を提供することで、当該層の自殺リスクの軽減に寄与し得る。
180	子ども家庭部	親子支援課	家庭児童相談員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置する。	○	▼相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。
181	健康部	健康推進課	地域医療連携計画作成事業	「保健医療計画」の一部を構成するものとして、都道府県からの受託により作成した「保健医療圏地域医療連携計画」について、着実な推進・進捗管理等を行う。	○	▼計画の次期改訂の際には、計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。
182	健康部	健康推進課	健康増進計画推進事業	1. 計画の推進 (1)健康づくり推進会議の運営 ・総会・研修会・企画運営委員会の開催、実績・次年度計画照会 ・会報(健康ニュース)の発行、ホームページの運営 (2)推進検討委員会等の運営(庁内会議・外部会議) ・健康づくり推進会議の開催 ・健康増進計画推進検討委員会の開催 2. 計画の周知・広報 (1)健康づくり月間(11月)での周知・広報 ・健康づくり月間に合わせ、関係機関と連携し、計画に基づく取組の周知・広報を行う。 (2)テレビによる広報【広報課】 ・「体にやさしいメニュー」「たばこの煙のないお店」のPR 3. 第二次健康増進計画「すこやかプラン」中間評価 (1)庁内関係課職員で構成するワーキンググループを設置し、現状・課題を把握し、今後の取組・推進の在り方について検討する。	○	▼会報(健康ニュース)において、自殺対策(生きることの包括的支援)を取り上げることで、住民への周知、啓発の機会になり得る。 ▼計画の次期改訂の際には、計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。
183	健康部	健康推進課	健康まつり負担金	健康まつりを開催し、健康の重要性及び定期健診などの必要性について住民の関心を喚起し問題認識を深めるため、開催費の一部を負担する。	○	▼本イベントのトークショーのテーマで自殺対策(生きることの包括的な支援)を取上げたり、パネル展示やリーフレット配布を行うことにより、住民への啓発の機会になり得る。
184	健康部	健康推進課	休日・夜間診療事業	休日・夜間の急病患者に対する応急診療を実施する。	○	▼通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースもあることが想定される。 ▼ケースによっては必要な支援先へつなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。
185	健康部	健康推進課	おくすりホットライン・おくすり相談窓口	住民の薬に対する理解を高め、自らの健康管理に役立ててもらうことを目的としている。	○	▼過量服薬等の問題行動がみられるなど、自殺のリスクが高い者に対して、薬剤師と連携を図り、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
186	健康部	健康推進課	新任保健師育成支援事業	保健師OB等が育成トレーナーとなり、実際の保健指導の現場において、必要な助言の提供等を通じて新任保健師を育成する。育成トレーナーは、新任保健師が地域保健従事者として必要な基本的能力、行政能力、専門能力を習得できるよう指導的責任を担う。 ○実施内容 保健師業務の概要やオリエンテーション 健康診査(乳幼児・1歳6ヶ月・3歳児等)、健康相談(成人・妊産婦・育児等)、健康教育(母子・成人・老人等)、高齢者クラブ、地区組織活動(イベント・地域の健康づくりを語る会等)、健康教育や訪問指導等の指導案に関する指導、指導案の点検、デモンストレーション、実施の確認、評価、見直し	○	▼保健師業務に関する指導やオリエンテーションの中に、自殺対策に関する講義を入れることにより、新任時より自殺対策の視点をもって、地域住民の支援に当たることができるようになる。
187	健康部	健康推進課	健康教育に関する普及啓発事業	・健康教育講座(精神保健・母子保健)等の実施 ・ファミリーヘルス推進員活動	○	▼ファミリーヘルス推進員に対して自殺対策に関する研修を実施することで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、ファミリーヘルス推進員に地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるようになる可能になる。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 取組	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
188	健康部	健康推進課	働く世代の健康づくり事業	【地域・隣域連携推進専門部会の開催】 【目標】 中小零細企業の労働者の健康管理を推進するために、まず各企業での健診実施率向上に向けた取組を進める。 【具体的な取組】 ・健康づくりパートナーの登録 ・事業主便利帳(仮称)の作成 ・中小零細企業への効果的な周知・広報 ・中小企業勤労者福祉サービスセンターとの連携	○	▼働く世代の健康づくりに向けた各種施策との運動性を高めていくことで、労働者向けの生きることの包括的支援(自殺対策)の拡充を図ることができる。
189	健康部	健康推進課	健康まつり負担金	健康まつりを開催し、健康の重要性及び定期健診などの必要性について住民の関心を喚起するとともに、住民の認識を深めるため、開催費の一部を負担する。	○	▼本イベントのトークショーのテーマで自殺対策(生きることの包括的な支援)を取上げたり、パネル展示やリーフレット配布を行うなど、住民への啓発の機会として活用し得る。
190	健康部	健康推進課	心の健康に関する出前講座の実施	心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図る。	○	▼出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。
191	健康部	健康サービス課	生活習慣病予防	健康普及イベント・保健指導・健診結果相談会の実施	○	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につなぐなど、支援への接点となり得る。
192	健康部	健康サービス課	高齢者保健	自立支援セミナー・地域ミニデイ・リハビリ運動相談	○	▼高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。
193	健康部	健康サービス課	母子保健(母子健康手帳交付等)	・母子健康手帳交付 ・妊婦健康診査	○	▼保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
194	健康部	健康サービス課	母子保健(地域子育て見守り事業)	・地域子育て見守り事業(乳児のいる家庭を訪問し相談・情報提供を実施)	○	▼当人から相談に来るのを待つのではなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながない家庭を把握し、適切な支援先へとつなげるなどアウトリーチの機会、支援への接点となり得る。
195	健康部	健康サービス課	母子保健(新生児訪問指導)	・新生児訪問指導 ・乳幼児健康診査	○	▼保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
196	健康部	健康サービス課	母子保健(育児ストレス相談)	育児ストレス相談(産後うつや育児ストレスに対する専門家による必要な助言・指導)	○	▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。 ▼早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。
197	健康部	健康サービス課	母子保健(こども発達相談)	こども発達相談(心理)	○	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る)
198	健康部	健康サービス課	母子保健(子育てひろばの設置、妊婦全数面接)	・子育てひろばの設置、多児の会、2ヶ月児の会 ・妊婦全数面接(妊娠届時に保健師等の面接(相談やサービス紹介等)を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援充実への端緒とする。)	○	▼子育て広場の設置、多児の会等の当事者グループの運営、保健師による妊婦全員に対する面接実施など、妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。
199	健康部	健康サービス課	母子保健(産後ケア事業)	産後ケア事業	○	▼産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険がある。 ▼出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
200	健康部	健康サービス課	離乳食相談会の実施	取り分け食の調理実習や試食を含めた、離乳食に関する相談会を開催する。	○	▼離乳食に関する相談会を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し対応するための機会となり得る。 ▼妊産婦への支援の充実、新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとして明記されている。
201	健康部	健康サービス課	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	○	▼子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ることができる。
202	健康部	健康サービス課	2歳6箇月児、3歳未満児歯科健康診査	幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行う。	○	▼子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。
203	健康部	健康サービス課	精神保健(精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進)	精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、専門医・保健師による相談や、心の専門グループワーク事業を実施する。	○	▼精神障害を抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくない。 ▼早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、当人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減につながり得る。
204	健康部	健康サービス課	精神保健(アルコール連絡会)	アルコール連絡会(関係機関向けにアルコール依存症について、知識の普及・啓発を図る。)	○	▼アルコールの問題を抱える方は自殺のリスクが一般的に高く、家族も困難を抱えている場合が多い。 ▼連絡会や相談の機会は、飲酒行動上の問題を抱える方の情報をキャッチし、関係機関が連携し支援するための契機、接点になり得る。
205	健康部	健康サービス課	精神保健(困難事例対応精神障害者と家族への個別支援の充実)	困難事例対応精神障害者(疑い含む)及びその家族への個別支援の充実	○	▼精神障害を抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少なくない。 ▼個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 取 判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
206	健康部	健康サービス課	精神保健(精神障がい者家族向け講演会・交流会)	精神障がい者家族向けの講演会・家族交流会	○	▼精神障害を抱える方とその家族には、周囲とのつながりを失い地域で孤立化しているケースもある。 ▼当事者同士が交流できる場を提供することで、地域でのつながりの構築に向けた一助となり、生きることの促進要因への支援にもなり得る。 ▼当事者の状況を定期的に把握し、症状悪化等の場合には対処策を講じるなどの漸次支援への接点にもなり得る。
207	健康部	健康サービス課	重複多受診者訪問指導	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。(作成した対象者リストに基づき、臨時看護師2名が訪問指導)	○	▼医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあって、日々の生活や心身の健康面で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。 ▼訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
208	健康部	医療保険課	保険料の賦課、収納、減免	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握	○	▼保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 ▼納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。
209	健康部	医療保険課	40歳未満の住民を対象とした健康診査(国民健康保険加入者分)	40歳未満の被保険者で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施する。	○	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点になり得る。
210	健康部	保健予防課	うつチェックアンケート	30～64歳の特定健診受診者を対象に、うつチェックアンケートを実施し、必要時には相談等行っていく。	○	▼アンケート結果を活用し、自殺リスクが高い受診者がいた場合に、個別の支援につなげることができれば、問題の早期発見と早期支援の機会となり得る。
211	健康部	保健予防課	小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病について医療助成を受けるための相談や申請の受付	○	▼特定疾病を抱える子どもとその親は、生活面や金銭面で様々な困難や問題を抱えている可能性がある。 ▼医療助成の相談や申請への対応時に状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には、包括的な支援へとつなげるなど、支援への接点になり得る。
212	健康部	保健予防課	エイズ・性感染症相談	エイズや性感染症等に関する電話相談・検査の実施	○	▼エイズや性感染症の罹患に至る背景には、性に関連する深刻な問題を抱え、自殺の潜在的なリスクが高い可能性があるため、自殺リスクの高い層にアプローチする上での窓口として有効である。 ▼検査後に相談窓口一覧のリーフレット等を渡すことにより、生きることの包括的支援の情報を必要となる可能性のある人に直接届ける機会になり得る。
213	健康部	保健予防課	難病患者地域支援事業	(1)在宅療養支援計画・評価事業 難病患者の実態に応じて、効率的な保健福祉サービスを提供するために、関係職員と連携し在宅療養計画の作成と評価を行う。 (2)訪問相談を行う職員の研修への派遣 難病患者のケアに関する研修に職員を派遣し、資質向上を図る。 (3)医療講演会 専門医による講演会を実施し、病気の正しい理解を深め、不安の解消を図る。 (4)訪問診療 医師または理学療法士による難病患者の訪問診療 (5)特定疾患医療受給者証交付申請手続きに関する受付・連携 (6)難病対策地域協議会 患者、家族、医療、看護、介護、雇用等の関係者が参加。地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。	○	▼難病を抱えている方とその家族の中には、日常生活上で様々な困難や問題に直面し自殺リスクの高い方もいる。 ▼研修や講演会等で自殺対策につき話をすることで、支援者に対し問題理解の促進と意識の醸成を図ることができる。
214	健康部	保健予防課	精神保健福祉推進事業	(1)精神保健福祉法及び障害者総合支援法の申請・届出 (2)精神保健福祉相談・訪問指導 ①精神保健福祉相談 ②訪問指導 (3)普及啓発活動 ・精神保健福祉ボランティア養成講座の開催 ・心の健康づくり講座等の開催 (4)精神保健デイ・ケア(在宅の精神障害者の社会復帰訓練を行う) (5)精神障害者家族会運営に対する助言、指導 (6)医療観察法処遇者及び終了後の要支援者への対応	○	▼相談対応や訪問指導を行う職員や、精神保健福祉ボランティア等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には他の支援機関につなぐ等、その職員や精神保健福祉ボランティアが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
215	健康部	保健予防課	精神保健対策(普及啓発事業)(自殺防止対策事業除く)	普及啓発事業(精神保健福祉講演会の開催)	○	▼精神障害を抱える方の中には自殺リスクの高い方が少なくない。 ▼講演会の中で自殺行動につき取り上げることができれば、自殺問題についての啓発の機会となり得る。
216	健康部	保健予防課	精神保健対策(高次脳機能障害者支援事業)(自殺防止対策事業除く)	高次脳機能障害者支援事業	○	▼高次脳機能障害を抱える方とその家族は、生活上の様々な困難や問題に直面する中で、自殺のリスクが高まる可能性が高い。 ▼障害を受け止められず引きこもっているケースや、自殺企図に失敗した結果、障害を負ったケースも想定される。 ▼相談やリハビリ等の機会を利用し、必要な支援の提供を行うことで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。
217	健康部	保健予防課	社会復帰支援	・精神障害者地域生活安定化支援事業(地域で生活する障害者に対し、病状悪化による問題行動やトラブル発生等を防ぐために集中的な支援を実施) ・精神障害者就労支援事業/精神障害者自立生活体験事業/精神障害者居住支援事業	○	▼精神障害を抱えた方は生活を送る上での様々な困難や課題に直面し、自殺リスクの高い方も少なくない。 ▼地域活動支援センターの職員にゲートキーパー研修等を受講してもらい、相談者のニーズを踏まえた寄り添い型の支援を提供することにより、対象者の自殺リスクの軽減に寄与し得る。
218	健康部	保健予防課	医療社会事業	医療社会事業相談員等が、保健・医療の場において患者や家族の抱える経済的、心理的、社会的問題の解決・調整を援助することにより、社会復帰の促進を図る。	○	▼相談員にゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺の問題について理解を深めてもらうことにより、自殺リスクを踏まえた必要時の適切な対応の推進につながり得る。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
219	健康部	保健予防課	地域保健活動事業	<p>1 地域全体の健康のレベルアップを図るために、地域組織との連携を図りながら、地域保健活動を推進する。</p> <p>(1) 地域の中で健康づくり活動を推進するために、住民との連絡会(地域づくり健康づくりを語る会)を開催する。</p> <p>(2) 虐待予防・処遇困難事例・高齢者自立支援のために、地域支援ケアネットワークづくりを行う。</p> <p>(3) 地域保健活動ボランティア合同研修会を開催する。</p> <p>(4) 健康づくり功労者表彰を行う。</p> <p>2 住民が主体となった健康づくりに関する各種イベントを各保健センターにて開催する。また、健康まつりなどの種々の機会を通じて、保健予防に関する事業等の広報を行う。</p> <p>(1) 健康づくり月間を中心に、保健センターの実行委員会が交流連携し、各センターで健康づくりイベントを開催する。</p> <p>(2) 健康づくり月間を住民へ周知・広報するために、ポスター作成等を行う。</p> <p>(3) 健康づくり月間にあわせて開催する運動普及推進員協議会主催の「正しく安全なウォーキング大会」を支援する。</p> <p>(4) 健康まつりなど、種々の機会を通じて保健予防に関する事業等の広報を行う。</p>	○	▼連絡会やネットワーク、研修会等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について言及し、関係者の理解促進と意識の醸成を図ることで、地域保健活動の組織と自殺対策(生きることの包括的支援)との連携強化につながり得る。
220	健康部	保健予防課	難病医療費助成	医療費助成を受けるための相談や申請の受付	○	▼健康問題は、自殺に至る主な理由の1つであり、助成の相談・申請に訪れる方は金銭面でも困難を抱えている可能性が高い。そのため相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。
221	健康部	保健予防課	ボランティア活動支援事業	<p>1. 精神保健福祉会連絡協議会の実施する活動に対し、補助金を交付する。</p> <p>2. 精神保健福祉ボランティア団体が、精神障害者が気軽に利用でき、地域の人々とともに交流できるよう開設している場の運営費の一部を補助する。</p>	○	▼地域の集い場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能をもっているのであれば、それ自身が間接的な自殺対策(生きることの促進要因への支援)にもなり得る。 ▼リスクを抱えた方を把握して、必要な支援につないでいくための接点となり得る。
222	健康部	保健予防課	ヘルスメイト養成講座	食生活改善推進員の養成(20時間以上の講習が必要)を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指す。	○	▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼推進員の養成講座の中に、自殺対策の視点を盛り込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。
223	健康部	保健予防課	食生活改善事業委託料	生活習慣病を予防するため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。(食生活改善推進委員への委託事業)	○	▼食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。
224	健康部	保健予防課	健康づくり推進員支援事業	高齢者クラブの運営等を通じて、住民参加による保健活動を推進するとともに、健康づくり推進員がひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者と交流を図り、助け合い支えあう地域づくりを推進するために健康づくり推進員を養成し、健康づくり推進員協議会の活動を支援する。	○	▼推進員にゲートキーパー研修を受講してもらい、地域の高齢者の状態把握について理解を深めてもらうことにより、推進員がリスクの高い高齢者を行政につなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。
225	健康部	生活衛生課	医務(医療相談窓口)	医療相談窓口	○	▼医療に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会となり得る。 ▼相談の中で状況の聞き取りを行い、必要があれば保健師や他機関につなぐなどの対応を取ることにより、支援への接点となり得る。
226	健康部	生活衛生課	理美容師協会との連携	理美容師協会の運営への支援	○	▼理美容師協会等の住民生活に近い業界団体の関係者に対し、自殺対策に関して話をすることにより、地域の自殺実態についての理解を促進し、自殺のリスクを抱える住民の早期発見・対応の担い手を増やしていくことにつながり得る。 ▼各団体や登録事業所にリーフレットを配架してもらうことで、住民への情報周知の接点を大幅に増やせる可能性がある。
227	土木部	施設管理課	土木管理に関する事務	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務(ホームレスへの対応等)	○	▼ホームレスの方は自殺のリスクが高い方が少ない。 ▼様々な関係機関の職員と一緒に巡回し必要な支援を提供するなど、自殺リスクの高い層にアウトリーチするための施策としても重要である。
228	土木部	施設管理課	自然保護事業	<p>自然環境の保護を図るため、保存樹等の保護や自然遊歩道の維持管理を行う。</p> <p>(1)保存樹・保存樹林・自然環境保護地区の保護</p> <p>(2)自然遊歩道の維持管理</p>	△	▼自然遊歩道協力が遊歩道の巡視を行う際に、自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手だてを取り得る。
229	土木部	施設管理課	公園・児童遊園等の管理及び設置に関する事務	<p>公園・児童遊園等の管理に関する事務</p> <p>公園施設の維持補修に関する事務</p> <p>公園等の整備に関する事務</p>	○	▼地域内の公園施設が自殺発生の高発地となっている場合は、公園を対策の視点とし巡回等を行うなどの対応を取るなどハイリスク地対策を進めることができる。 ○実態分析の情報を共有するとともに、具体的な連携方法(巡回等)の検討が必要となる。
230	土木部	建設課	公営住宅建設事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に公営住宅を建設する。	○	▼住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高める。 ▼公営住宅への入居に際して申請対応等を行う職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、入居申請者の中に様々な困難を抱えた住民がいた場合には、その職員が他機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。
231	教育委員会事務局	教育推進課	PTA活動の支援・育成に関する事務	PTAに対するセミナーや研修会の実施	○	▼セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。 ▼役員会の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。
232	教育委員会事務局	教育推進課	オープンセッション事業	学校やそれを取り巻く関係機関・団体が、取組を発表したり情報交換したりするオープンセッションを開催することで、地域の子どもを地域で育てていくことについての理解の深化と、学校や関係団体等の連携を図る。	△	▼地域に自殺対策関連の活動を行う機関や団体がある場合には、セッションの機会を活用し、学校と自殺対策関連の団体との連携促進を図ることができる。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
233	教育委員会事務局	教育推進課	放課後スクール事業	放課後等の教室・校庭・体育館など学校施設を有効に活用し、様々な活動を実施する。	○	▼子どもや親がクラスや学齢を超えて交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会となる。 ▼指導員を対象にゲートキーパー研修を行うことで、子どもを見守る上での視点を身に付けてもらうことによって、指導員が自殺リスクの早期発見とつなぐ役割を担えるようになる可能性がある。
234	教育委員会事務局	教育推進課	学校支援ボランティア事業	小学校にコーディネーターを配置し、学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援する。コーディネーターの研修会を開催し、スキルアップを図る。ボランティアガイドブックや、ボランティア登録のチラシを作成し、広報を行い活動の更なる活性化を図る。	○	▼コーディネーターに対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図れる。
235	教育委員会事務局	教育推進課	保幼小中連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とする。	○	▼保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。
236	教育委員会事務局	教育推進課	学校図書館活用事業	学校図書館司書を配置し、学校図書館の利活用を図る。	△	▼学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ることができる。
237	教育委員会事務局	教育推進課	中学校部活動推進事業	中学校の部活動について、学校と地域の人々が継続的に連携できる体制を構築することで、各中学校の部活動の改善と充実を図り、生徒が意欲的に学校生活を送ることができるようにする。	△	▼部活動の監督指導は、多忙な教員にとって少なからず負担となっている側面がある。 ▼地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援(支援者への支援)を強化し得る。
238	教育委員会事務局	教育推進課	広報活動事業(ホームページによる情報発信含む)	学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、時宜にかなった形で分かりやすく情報を提供する。	△	▼SOSの出し方教育について取り上げることで、住民に対して取組情報を周知することができる。
239	教育委員会事務局	学務課	就学に関する事務	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	○	▼特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ▼各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ▼児童・生徒の保護者の相談にも応じることで、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。
240	教育委員会事務局	学務課	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	○	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。
241	教育委員会事務局	学務課	奨学金に関する事務	奨学金に関する事務	○	▼支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる。 ▼支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図ることもできる。
242	教育委員会事務局	学務課	震災児童生徒就学援助事業	震災の理由により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費を援助する。	△	▼援助の提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺のリスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐなどの支援への接点になり得る。
243	教育委員会事務局	指導室	学級満足度調査	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。	○	▼客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る。
244	教育委員会事務局	指導室	教職員人事・研修関係事務	教職員の研修及び研究・生活リズムの向上、体力の向上に向けた取組を行う。	○	▼教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取る等について理解を深めることで、教職員への支援(※支援者への支援)の意識醸成につながり得る。 ▼研修資料の1つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。
245	教育委員会事務局	指導室	学校職員安全衛生管理事業	・労働安全衛生法に基づき、職員50人以上の職場では衛生委員会を設置するとともに、嘱託医を任命し、職員の健康管理を行う。また、50人未満の学校については、健康管理医を任命し、職員の健康管理を行う。	○	▼学校職員(支援者)の健康管理を通して、支援者に対する支援の充実を図ることができる。
246	教育委員会事務局	指導室	学校職員ストレスチェック事業	・労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	○	▼ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図ることができる。
247	教育委員会事務局	指導室	多忙化解消事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	△	▼教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開させ得る。
248	教育委員会事務局	指導室	生活指導・健全育成(教職員向け研修等)	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させる。	○	▼問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。 ▼教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。 ▼研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ることもできる。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
249	教育委員会事務局	指導室	生活指導・健全育成(福祉専門家による健全育成の推進強化)	社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉の専門家による健全育成の推進強化	○	▼保護者に対して福祉の専門家が直接応対し、子育てをはじめとする様々な相談に応じることで、家庭の直面している問題に早期に気づき、適切な関係機関につなげるなど、必要な支援への窓口となり得る。 ▼専門家から相談リーフレットの配布をしてもらえれば、児童生徒に様々な相談先の情報を周知する機会ともなり得る。
250	教育委員会事務局	指導室	性に関する指導推進事業	・児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師を講師として公立小・中・高等学校に派遣し、性に関する指導の充実を図る。	○	▼望まない妊娠や性被害等は、児童生徒の自殺リスクにつながりかねない重大な問題である。 ▼性に関する指導の際に、相談先の一覧が掲載されたリーフレットを配布することで、児童生徒に相談先情報の周知を図れる。
251	教育委員会事務局	指導室	キャリア・スタート・ウィーク事業	中学校で行われている職場実習体験を支援することで、望ましい勤労観、職業観を育てることを目的とする。	△	▼実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、将来、就業し万が一問題を抱えた際の対処法や相談先情報等を、生徒早い段階から学ぶことができ、SOSの出し方教育の一環ともなり得る。
252	教育委員会事務局	指導室	アクティブ・ラーニング推進事業	児童生徒が主体的に対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。	△	▼題材の選定が可能ならば、SOSの出し方教育などをこの枠で行うことで、児童生徒の援助希求能力の醸成や、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る。
253	教育委員会事務局	指導室	いじめ防止対策事業	フォーラムの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	○	▼いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。 ▼フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報を周知できる。
254	教育委員会事務局	教育研究所	教育相談(いじめ含む)	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	○	▼学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。 ▼教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることもできる。
255	教育委員会事務局	教育研究所	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	○	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
256	教育委員会事務局	教育研究所	登校サポートボランティア派遣	不登校の児童・生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士等が連携し、一日も早い学校への復帰を目指して、一人ひとりの状況に応じた学習やグループ活動を実施する。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援する。	○	▼不登校の子どもは本人だけでなく、その家庭も様々な課題を抱えている可能性がある。 ▼ボランティアにゲートキーパー研修等を受講してもらうことで、児童生徒の家庭状況にも配慮しながら、問題を察知した場合には適切な機関につないでもらう等、ボランティアが気づき役、つなぎ役としての対応をとれるようになる可能性がある。
257	教育委員会事務局	教育研究所	不登校児童生徒支援事業	(1)不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置 (2)不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施 (3)不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施	○	▼適応指導教室の指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充につながる可能性がある。 ▼ゲートキーパー研修受講により、不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。
258	教育委員会事務局	教育研究所	教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化を図る。	○	▼不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な課題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ▼そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。
259	教育委員会事務局	教育研究所	リフレッシュデーの開催	不登校や不登校傾向にある児童及び生徒やその家族が、日常とは違う生活環境の中で、体験活動や交流活動等を行うことを通じて、自分の良さを見つめ直し、困難に立ち向かうたくましい体や友達を思いやるやさしい心など「生きる力」を身に付ける機会と場を提供する。	○	▼不登校の子どもとその家族が相互に交流できる機会を提供することで、当事者同士のつながりの形成と強化を図ることができる。
260	公立病院	公立病院	病院運営	地域住民の信頼と期待に応える地域医療の担い手として、また、地域包括ケアシステムにおける高度急性期・急性期医療を提供する地域の中核的な医療機関として、総合診療基盤に基づく高度・専門医療の提供を行う。	○	▼自殺未遂者支援や地域包括ケア事業を進める上での、地域の拠点となり得る。
261	消防本部	総務課	防火対策及び活動費	消防、救急等の活動上必要な資機材の整備と職員の各種訓練、研修、研修等による知識と技術の向上を図るとともに、住民に対する予防広報を行う。	△	▼消防職員研修の中で自殺未遂者への対応方法等についての講義等を設けることができれば、自殺リスクを抱えた人への支援の充実につながり得る。 ▼救急自動車出動の際に、自殺対策に関連する相談窓口の情報が掲載されたリーフレットを本人に手渡すなどにより、何らかの支援につながるための情報の提供、継続的な支援への接点となり得る。
262	消防本部	警防課	事後検証会	搬送症例の検証及び職員へのフィードバックを行うことにより、救命率ならびに技術力の向上を目指す。	△	▼搬送症例の中に自殺未遂のケースも含めることにより、初期対応ならびに救命率の向上につながり得る。
263	消防本部	警防課	救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	1 救急救命士の養成 2 救急資格者の養成 3 救急救命士の救急業務高度化教育 4 地域MC協議会の事務局 5 事後検証体制の充実を図るため事後検証料を支払う。	○	▼救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設けることにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図ることができる。
264	消防本部	警防課	自殺予防パンフレットの配布	自殺予防パンフレットを救急法等の出向時に配布することで、一人でも多くの住民への問題啓発を図り、自殺防止に努める。	○	▼啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ることができる。

番号	1. 担当部署	2. 担当課	3. 事業名	4. 事業概要	5. 仮判定	6. 自殺対策の視点を加えた事業案
265	危機管理部	危機管理課	防災対策一般事務費	各種防災対策を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	△	▼自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。 ▼地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。
266	危機管理部	危機管理課	わが家の安心安全ガイドブック更新事業	現行の「わが家の安心安全ガイドブック」の作成以降、新たな取組み（防災無線、避難行動要支援者支援）や土砂災害警戒区域に関する変更等が多数なされているため、それらの情報を更新し、全戸配布することで住民の防災意識の高揚を図る。	○	▼命や暮らしに関する様々な分野の相談先情報も、各種相談先一覧に加えることで、住民に対する相談先情報の拡充、周知に寄与し得る。
267	危機管理部	安心安全課	セーフコミュニティ推進事業	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、セーフコミュニティの取組の全庁的な展開を図るとともに、取組の評価・検証を行う。 (1) 会議開催 ・セーフコミュニティ推進協議会 ・外傷サーベイランス委員会 ・分野別対策委員会 (2) 取組の全地域的な展開 (3) 取組の評価、検証 (4) 事故やけがに関するアンケート調査の実施 (5) 年間活動報告書（年間レポート）の提出 (6) セーフコミュニティ取組自治体との交流	○	▼自殺対策は、自殺に追い込まれない地域社会の構築を目指すものであり、地域住民の生命と暮らしを守るという点において、セーフコミュニティの理念につながるものである。 ▼当該事業の枠内において、関係機関との連携強化や、各種取組の全庁的な展開を図ることにより、自殺対策の基盤を更に強化できる。
268	危機管理部	安心安全課	セーフコミュニティ推進フォーラム	セーフコミュニティを全地域的に展開していくにあたり、セーフコミュニティに関する理解を深めるとともに、地域住民等の主体的な活動を推進するため、地域住民組織や関係団体等を対象にフォーラムを開催する。	○	▼フォーラムにおける活動報告の機会に、自殺対策についての報告を行うことにより、住民組織や関係団体の問題理解を促進できる。
269	危機管理部	安心安全課	安心安全まちづくり事業	(1)「安心安全まちづくり条例」に基づき、住民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを総合的に推進するため、「安心安全まちづくり推進会議」において、安心安全に係る各種施策などについて協議する。 (2)セーフコミュニティ等の安心安全なまちづくりをより効果的に推進するために、引き続き「安心安全まちづくりアドバイザー」を設置する。 (3)「暴力団排除条例」に基づき、暴力団排除に係る広報、啓発に取り組む。	△	▼推進会議で自殺実態に関する情報等も共有してもらい、気づきの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となり得る。
270	危機管理部	安心安全課	安心安全まちづくり住民大会の開催	「自らの安全は自ら守る。地域の安全は地域で守る。」という基本認識のもと、地域住民みんなで、これまで以上に安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを推進するものである。	△	▼こころの健康における安心安全という観点から、大会の会場にて、自殺対策関連のパネル展示やチラシ等の配布を行うことで、住民への啓発の機会となり得る。
271	危機管理部	安心安全課	安心安全ネットワーク会議活動支援事業	小学校区ごとに防犯パトロール隊、スクールガードなどの組織間の連携や情報の共有化を図ることを目的とする「地域安心安全ネットワーク会議」の設置・運営を支援することにより、地域での安心安全まちづくり活動の効果的な推進を図る。	○	▼会議で児童生徒の自殺実態や特徴等の情報等を共有することで、子どもの自殺対策についての意識の醸成、取組推進へ向けた契機となり得る。
272	危機管理部	安心安全課	安心安全地域リーダー育成事業	地域における安全の確保に関する自主的な活動の推進を図るため、地域の自主的な防犯、防災等の活動を推進していくリーダーを育成する「安心安全アカデミー」を開催し、防犯、事故防止及び防災の専門的な講座を実施する。また、各マスターコース修了者を対象に、行政と協働で安心安全なまちづくりを推進するため、安心安全推進員を委嘱する。	△	▼地域安心安全推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、地域安心安全推進員が気づき役としての視点を持ってもらうことになり得る。
273	危機管理部	安心安全課	通学路安全対策事業	通学時の安全確保のため、スクールバスの運行やスクールガードリーダーなど見守りボランティア体制の整備及び通学路の危険箇所の把握及び改善を図る。	△	▼見守りボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域、特に子どもたちに関して、見守りボランティアが気づき役としての視点を持ってもらうことになり得る。
274	危機管理部	安心安全課	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。	○	▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 ▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上で有益な情報源として活用できる可能性がある。
275	危機管理部	安心安全課	交通安全対策に関する事務	交通事故に関する相談や助言等の実施	○	▼交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。
276	水道局	上下水道課	水道料金徴収業務	・料金滞納者に対する料金徴収（集金）事務 ・給水停止執行業務	○	▼水道使用料を滞納している人への督促業務等を含むのであれば、徴収員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、徴収員が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。 ▼滞納者に対する水道料金票に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することで、住民に対する情報周知を図れる。

対人援助				
事業名	ストレスチェックの実施	担当課	職員課	1
事業概要	「心の健康」を確保する取り組みとして、「心の健康診断(ストレスチェック)」を実施する。			
事業名	健康管理研修の実施	担当課	職員課	2
事業概要	新採用職員を対象に、職員の健康管理についての研修を実施する。 平成29年度テーマ ①「職員の健康状態」 ②「生活習慣について」 ③「健康管理の体制とスケジュール」			
事業名	市民相談	担当課	市民情報・相談課	3
事業概要	弁護士による法律相談や認定司法書士による多重債務相談等を実施している。			
事業名	消費生活相談	担当課	市民情報・相談課	4
事業概要	消費生活相談員による消費生活に関する相談、消費者への情報提供等を実施している。			
事業名	女性のための相談窓口	担当課	人権・男女共同参画課	5
事業概要	女性が抱える様々な問題、お悩みに関して女性相談員が承る。			
事業名	人権相談	担当課	人権・男女共同参画課	6
事業概要	いじめ、体罰、夫婦・親子の間でのめもめごと、近隣関係などの相談に関して人権擁護委員が承る。			
事業名	高齢者のための生活に関する相談	担当課	高齢福祉課	7
事業概要	高齢者や高齢者に関係する方からの高齢者虐待・権利擁護等について、電話や来所による相談支援。			

事業名	高齢者のための心身の健康に関する相談	担当課	地域包括ケア推進課	8
事業概要	高齢者、その家族からの心と体の健康についての電話や来所等による相談支援。			
事業名	相談支援事業	担当課	障がい福祉課	9
事業概要	身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病等について、体の問題や障がいでお悩みの方の相談を行う。			
事業名	窓口、電話並びにケース宅への訪問による相談支援	担当課	生活福祉課	10
事業概要	窓口や電話による相談もさることながら、ケース宅への個別訪問による悩みの相談を行っている。			
事業名	育児相談(子どもや育児に関すること)	担当課	保育課	11
事業概要	しつけや、発育など育児に関する様々な不安や悩みの相談を受けける。 (市内保育所、子育て支援センター、つどいの広場、で実施。)			
事業名	赤ちゃん広場	担当課	保育課	12
事業概要	1歳未満児の親子を対象に、3箇所の保育園のサロンを利用して、子育て中の親同士の交流を図るとともに、育児相談や情報提供を行う。 (平成29年度は、花水台保育園・夕陽ヶ丘保育園・若草保育園で実施。)			
事業名	子育て支援センター	担当課	保育課	13
事業概要	市内に1か所設置。乳幼児のいる親子の交流や子育て相談、子育てに関するイベントや講座などを実施。予約の必要はなく、無料で利用できる。対象年齢は、0歳から就学前のお子さんと保護者の方。			
事業名	つどいの広場事業(もこもこ、きりんのおうち、どれみ、ほけっと)	担当課	保育課	14
事業概要	市内に4か所設置。乳幼児のいる親子の交流や子育て相談、子育てに関するイベントや講座などを実施。予約の必要はなく、無料で利用できる。対象年齢は、0歳からおむね3歳のお子さんと保護者の方。			

事業名	ファミリー・サポート・センター事業	担当課	保育課	15
事業概要	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(支援会員)からなる会員組織。相互援助で、子の預かりや送り迎えを行う。			
事業名	病後児保育事業(病後児保育室「なでしこ」)	担当課	保育課	16
事業概要	生後6か月から小学校3年生までの児童が病気の回復期にあって、集団保育及び家庭での保育が困難な場合に、保育施設で一時的に保育を行う。			
事業名	一時預かり	担当課	保育課	17
事業概要	保育園で、保護者の仕事、冠婚葬祭、通院、心身のリフレッシュ等の理由でお子さんを1時間単位でお預かりする。 申込みや利用料金については、実施している保育園に確認。			
事業名	児童虐待防止ネットワークの充実(家庭児童相談事業)	担当課	こども家庭課	18
事業概要	育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、児童虐待の相談、処遇対応を必要に応じて関係機関と連携し、虐待等の早期発見や未然防止及び対策をします。			
事業名	母子・父子相談の充実(母子・父子福祉推進事業)	担当課	こども家庭課	19
事業概要	母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付など様々な相談に対応します。			
事業名	健康増進事業における健康相談(電話相談を含む)	担当課	健康課	20
事業概要	生活習慣病予防等の疾病の早期改善と自己管理の意識向上を図るための相談を来所及び電話にて実施する。メンタルヘルスや休養等についても、対象者からの相談に対応する。			
事業名	青少年相談	担当課	青少年課	21
事業概要	青少年相談室において、問題や悩みを抱えた青少年本人及びその保護者等を対象に、電話・来室・メールによる相談支援を行う。 自殺予防週間のある9月及び自殺対策強化月間の3月には特に相談強化月間として実施する。			

事業名	教育相談事業「教育相談」	担当課	子ども教育相談センター	22
事業概要	「教育相談」 心理的な悩みを持っている児童・生徒とその保護者、教員を対象に、カウンセリング、遊戯療法、助言指導、他機関への紹介などを行なう。			
事業名	教育相談事業「不登校訪問相談」	担当課	子ども教育相談センター	23
事業概要	「不登校訪問相談」 不登校により家に閉じこもっている児童・生徒に対して、学校・家庭・地域社会と連携しながら家庭訪問による相談・支援を行なう。			
事業名	精神科リエゾンチームを配置(精神科医・精神科専門看護師・精神保健福祉士)	担当課	退院支援・医療相談室	24
事業概要	平成28年6月から精神科リエゾンチームを配置した。 (精神科医・精神科専門看護師・精神保健福祉士) 自殺企図で受診・入院した患者さんに関わります。身体的疾患の治療後必要に応じて精神科病院への入院や受診、行政など社会福祉制度につなぎ、再発防止に努めています。			

人材養成				
事業名	管理職のメンタルヘルス研修会の実施	担当課	職員課	1
事業概要	管理職を対象にしたメンタルヘルス研修会を開催する。 平成29年度テーマ ①「ストレスチェック組織分析結果について」 ②「職場改善方法の検討」 ③「課内の良好なコミュニケーションについて」			
事業名	小・中学校教頭研究会	担当課	教育指導課	2
事業概要	講演会の実施 神奈川県弁護士会所属 弁護士 飛田桂氏による講演 「いじめを仕組みから捉える」			
事業名	人権教育担当者会	担当課	教育指導課	3
事業概要	分科会別研究協議 年3回実施。「自殺対策」分科会を設置している。 (その年の各校担当者の希望の有無により、設置する分科会がきまる。)			

普及啓発				
事業名	リーフレットを活用した啓発運動	担当課	生活福祉課	1
事業概要	「気づいてください こころのサイン」のリーフレットを窓口に掲示し啓発している。			
事業名	子育てガイド「くすくす」	担当課	保育課	2
事業概要	子育てに関連する市の制度や施設などの情報を掲載した冊子。母子手帳と一緒に配布しているほか、下記の場所でも配布。 (配布場所:市役所保育課、こども家庭課、保健センター、子育て支援センター、つどいの広場、公民館など)			
事業名	思春期対策連絡調整事業	担当課	健康課	3
事業概要	生涯にわたり健やかに過ごすための基盤となる思春期の生徒に対し、学校保健等の関係機関と連携を図り、生命の尊さや母性・父性の養成を行い、健全な身体づくりについての正しい知識の普及を行う。			
事業名	健康増進事業における訪問指導	担当課	健康課	4
事業概要	生活習慣病予防及び心身機能の低下防止と健康保持増進を図ることを目的として、保健サービスと医療・福祉等の他のサービスとの調整を図り、本人及びその家族に対して保健・機能訓練・栄養・口腔に関する必要な指導、相談を実施する。メンタルヘルスや休養等についても、対象者からの相談があれば対応する。			
事業名	健康づくり推進事業	担当課	健康課	5
事業概要	地域での健康づくりを円滑に推進するため、休養教室を平塚市健康推進員連絡協議会に委託して実施する。 (健康推進員が活動を推進するために必要な知識を取得できるよう、睡眠や休養、心の健康づくりについて健康推進員育成講座を実施する)			
事業名	青少年相談室	担当課	青少年課	6
事業概要	青少年相談室の取組みを紹介し、相談を呼びかけるチラシ・リーフレット等を作成して、市内全ての小学校・中学校・高等学校・中等教育学校と近隣町の高等学校の全児童・生徒とその保護者及び教職員宛に配布する。 自殺予防週間のある9月及び自殺対策強化月間の3月に合わせて配布するチラシ、リーフレットに自殺予防メッセージを盛り込む。			
事業名	学校図書館における「こころと命の本」の活用	担当課	教育指導課	7
事業概要	司書教諭・学校司書・図書委員会の子どもたちを中心となり、学校図書館内に「こころと命の本」コーナーを設置している。			

事業名	いのちの授業実践の推進(ハンドブック配付、実践事例収集、作文募集)(県教委からの依頼)	担当課	教育指導課 (県教育委員会)	8
事業概要	道徳や各教科等の時間などあらゆる教育活動場面で行われている「いのちのかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることへの大切さ」などについての授業実践を推進する。			
事業名	「こころと命のサポートのための本」のブックリストの作成及び特集展示の実施	担当課	中央図書館	9
事業概要	図書館での職業体験等に参加した学生や教員にも加わってもらい、ブックリスト「こころと命のサポートのための本」を作成、リストは来館者配布用として配架し図書館ホームページにも掲載してPRする。 自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせて毎年度9月と3月に特集展示を行い、関連図書等の貸出を促進する。			
事業名	ポスター及びリーフレット等の掲示	担当課	中央図書館	10
事業概要	自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせて毎年度9月と3月に関連するポスター及びリーフレットを掲示、配布する。			
事業名	映画会の開催	担当課	中央図書館	11
事業概要	自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせて毎年度9月と3月に中央図書館で「こころと命のサポート映画会」を開催する。			
事業名	返却スリップの配付	担当課	中央図書館	12
事業概要	「こころと命のサポート」に関する図案の返却スリップを作成し、毎年3月に中央図書館で貸出の手続きをする利用者に配付する。			
事業名	機関紙「勤労ひらつか」を活用した情報提供	担当課	産業振興課	13
事業概要	機関紙における関連記事の掲載(「気づいてください こころのサイン」リーフレットに係る記事掲載)			

自殺対策関連事業取りまとめ(H29年版)

対人援助 人材養成				
事業名	メンタルヘルスセミナーの開催	担当課	職員課	1
事業概要	新任管理職・担当長を対象にしたメンタルヘルスセミナーを開催する。 平成29年度のテーマ 「新任担当長のためのメンタルヘルスケア～職場と自分のために～」			
事業名	安全衛生セミナーの開催	担当課	職員課	2
事業概要	安全衛生推進者を対象に、快適な職場環境と職員の心身両面にわたる健康の保持増進のための安全衛生に関するセミナーを開催する。 平成29年度のテーマ 「メンタルヘルスからの復職者への対応について～良好なコミュニケーションの取り方について～」			

対人援助 普及啓発				
事業名	母子健康手帳の交付	担当課	健康課	1
事業概要	妊娠届出があった妊婦に対して、母子手帳を交付し、必要時保健指導を行う。			
事業名	母子保健事業における訪問指導	担当課	健康課	2
事業概要	妊産婦・新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児訪問指導、未熟児(低出生体重児等)訪問指導、養育支援訪問事業を実施し、保護者の育児不安解消等のための支援を行う。こんにちは赤ちゃん訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に対して様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行う。			
事業名	母子保健事業における健康診査	担当課	健康課	3
事業概要	妊婦・4か月児・8～10か月児・1歳6か月児、2歳児歯科・3歳児健康診査を実施する。健康診査受診後は、必要において育児不安の解消等について事後指導を行う。			
事業名	母子保健事業における健康教育	担当課	健康課	4
事業概要	母親父親教室、離乳食教室、むし歯予防教室、幼児健診事後指導教室等を実施し、妊娠中や育児についての不安の軽減をはかるとともに、健全な母子関係の育成等を支援する。新婚家庭への情報提供、父親のための育児情報の提供等も実施する。			

自殺対策関連事業取りまとめ(H29年版)

事業名	母子保健事業における健康相談	担当課	健康課	5
事業概要	育児相談(来所・電話)、インターネット離乳食相談、7か月児相談を実施し、育児不安の軽減・解消をはかる。			
事業名	低出生体重児と保護者の集い	担当課	健康課	6
事業概要	出生体重がおおむね1,700g未満の2歳以下の乳幼児とその保護者を対象に、親同士が交流を図り育児不安を取り除く場を提供することにより、社会的な孤立を減らす。また、親が育児に自信を持つことができるように支援する。			
事業名	妊娠期からの児童虐待予防事業	担当課	健康課	7
事業概要	妊娠期の段階から支援が必要と判断される妊婦等を把握し、早期に必要な支援を行い、育児不安等を軽減することで児童虐待の防止を図るため、周産期医療機関、平塚児童相談所、平塚保健福祉事務所、こども家庭課と連携して事業を実施する。			
事業名	健康増進事業における健康教育(大人に対しての健康教育)	担当課	健康課	8
事業概要	医師等による休養・こころの健康づくりに関する教室を年1回実施する。			

対人援助 人材養成 普及啓発				
事業名	平塚市スクールカウンセラー派遣事業	担当課	子ども教育相談センター	1
事業概要	臨床心理の専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校に配置する。 ①児童・生徒へのカウンセリング及び支援 ②教職員および保護者に対する助言・援助 ③児童・生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供 ④教職員に対するカウンセリング等に関する研修			
事業名	平塚市スクールソーシャルワーカー派遣事業	担当課	子ども教育相談センター	2
事業概要	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを各小・中学校へ派遣する。 ①問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム支援体制の構築、支援 ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤教職員等への研修活動			

平塚市自殺対策計画（仮称）の策定に向けて

1 前回自殺対策会議における説明の概要

（本市における自殺対策の取組み）

- 自殺対策については、自殺対策基本法第13条第2項において、市町村が自殺対策計画を策定することが義務付けられているところ。

【自殺対策基本法第13条第2項】

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条

都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 本市においては、他市に先がけて「平塚市民のこころと命を守る条例」を制定し、これまでも各般の取組みを進めてきたところ。
- 今回の法改正を踏まえ、より積極的に自殺対策を推進すべく、平塚市自殺対策計画（仮称）、以下、自殺対策計画という。）の策定を進めることとした。

2 平塚市自殺対策計画（仮称）の策定に向けて

（基本的な考え方）

- 自殺対策については、特定の福祉部所管分野に属するものではなく、福祉分野については横断的な取組みが求められるところ。
- また、子育て支援や学校教育、住民間の支えあいといった福祉分野以外との連携も重要であり、NPO等の市民活動団体とも連携が求められる。
- こうした連携の考え方は「地域福祉計画」とも合致するものであり、本市の現行地域福祉計画においても自殺対策に関する項目を位置付けている。

【現行計画における自殺対策の記載ぶり】

(4) 心と命のサポート

【現状】

全国では年間交通事故死者数の約6～7倍もの人が自殺で亡くなられ、平塚市でも同様に多数の方が自殺で尊い命をなくされている深刻な状況にあります。

【課題】

自殺を個人的な問題に帰するのではなく、社会的な取り組みが必要であることをはじめ、自殺の問題に関する正しい知識の普及啓発、悩みや困りごとの相談先の周知、悩みや困りごとを抱えた方を支援につなぐ「ゲートキーパー」を養成すること（※）が課題となっています。

【推進の方向性】

市民が健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に総合的自殺対策を推進します。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">家庭などにおいて本（絵本）の読み聞かせ等を通じて命の尊さを伝えます。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none">自殺の問題に関する正しい知識の普及啓発、悩みや困りごとの相談先の周知、支援へのつなぎ役であるゲートキーパーを養成します。（福祉総務課）
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none">総合的な自殺対策を推進するために組織している平塚市自殺対策会議や自殺対策担当者会議に委員及び構成メンバーとして参加し、連携協力を図っています。精神保健福祉ボランティア養成講座において、うつなどの精神障害について学び、医師などの専門家やボランティアと協力して自殺問題について広報啓発していきます。

※ゲートキーパー養成講座とは

自殺総合対策大綱において、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成することとされています。

(平塚市地域福祉計画との一体的策定)

- こうした実態に加え、市町村自殺対策計画の作成にかかる国からの通知(平成28年7月14日通知)において、生活困窮者支援との密な連携を図ることが望ましい旨が示されており、生活困窮者支援に関する取組みは地域福祉計画へ位置付けることが国から助言されているところ。
- 以上のことから、自殺対策計画を単独で作成するのではなく、地域福祉計画と一体的に作成することが適当と考えられる。
- 地域福祉計画は平成30年度までが計画期間となっていることから、30年度中に自殺対策計画の策定と歩調を合わせた改定作業を進める。
- その際には、自殺対策計画の事業評価において、アウトプットのみならずアウトカム指標を求められていることに留意する必要がある。

(具体的な計画策定体制)

- 本日ご説明申しあげたとおり、自殺対策計画と地域福祉計画を一体的に策定することとした場合には、計画全体に関する協議を「平塚市地域福祉計画策定委員会(地域福祉計画の策定に際してご意見等をいただく会議体、以下、策定委員会という。)」で行うことを想定。
- 一方、自殺対策計画として盛り込むべき内容については、専門的な知見を有する本会議委員の皆さまからご意見をいただくことが適当。
- そのため、自殺対策計画の策定(及び地域福祉計画との一体化)に際しては、本会議でいただいたご意見を事務局において取りまとめて整理した上で策定委員会へお示しする進め方を基本とする。

(本会議と策定委員会との連携体制)

- 自殺対策計画と地域福祉計画の策定を連動させる観点から、本会議の代表者(1名)が、策定委員会の委員として参画していただくことを想定。
- また、本会議委員の皆さまには、希望に応じて策定委員会を傍聴していただくことができるものとし、逆に策定委員会の委員も、希望に応じて本会議の傍聴ができる扱いとする。

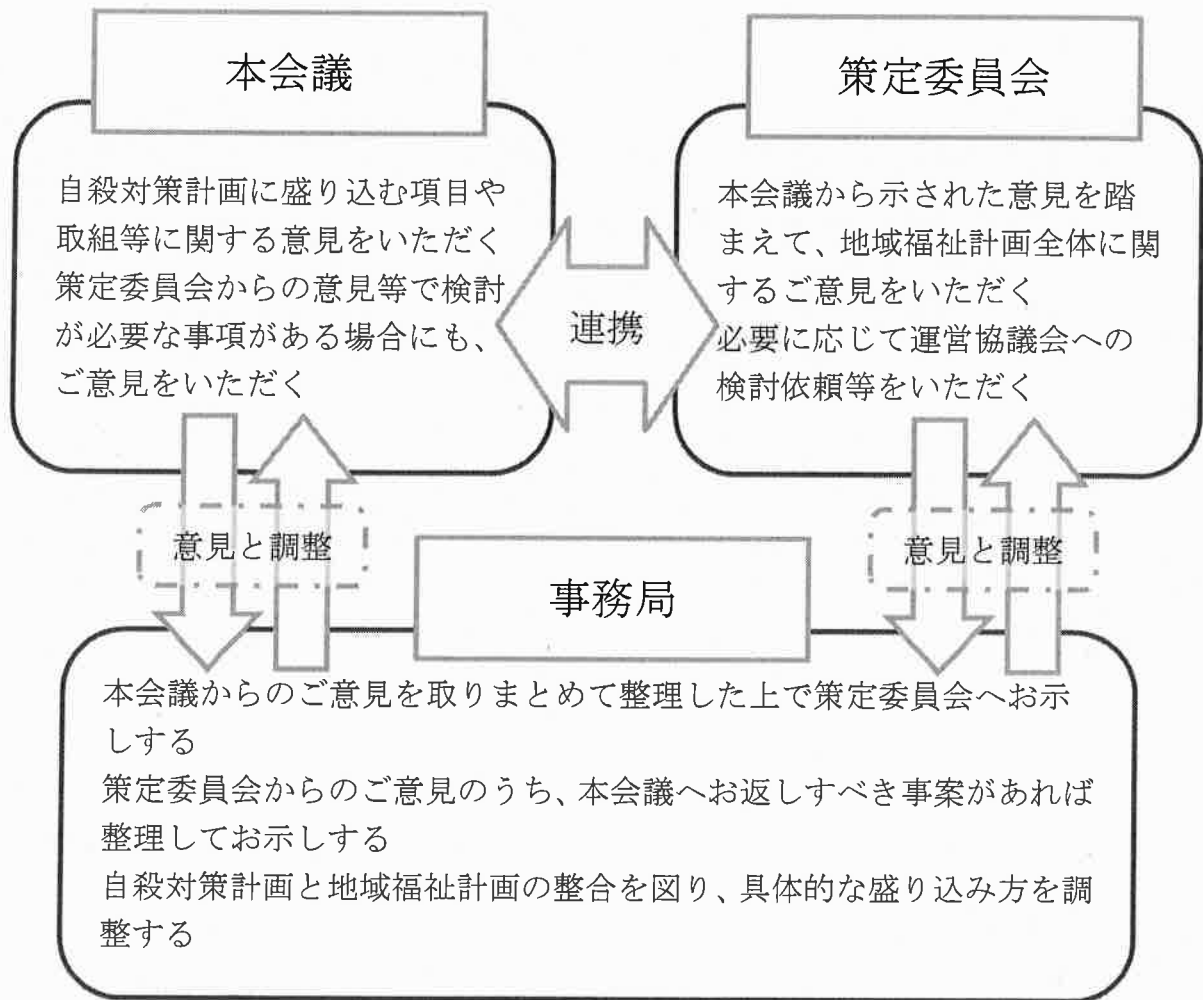
(当面の進め方)

- 地域福祉計画の改定作業は平成30年度中を予定しているが、自殺対策計画についてはすでに国から基本方針や市町村ごとのプロファイルなどが示されていることもあり、今年度中から策定に着手することが適当。
- そのため、まずは本日の会議において委員の皆さまからいただくご意見を

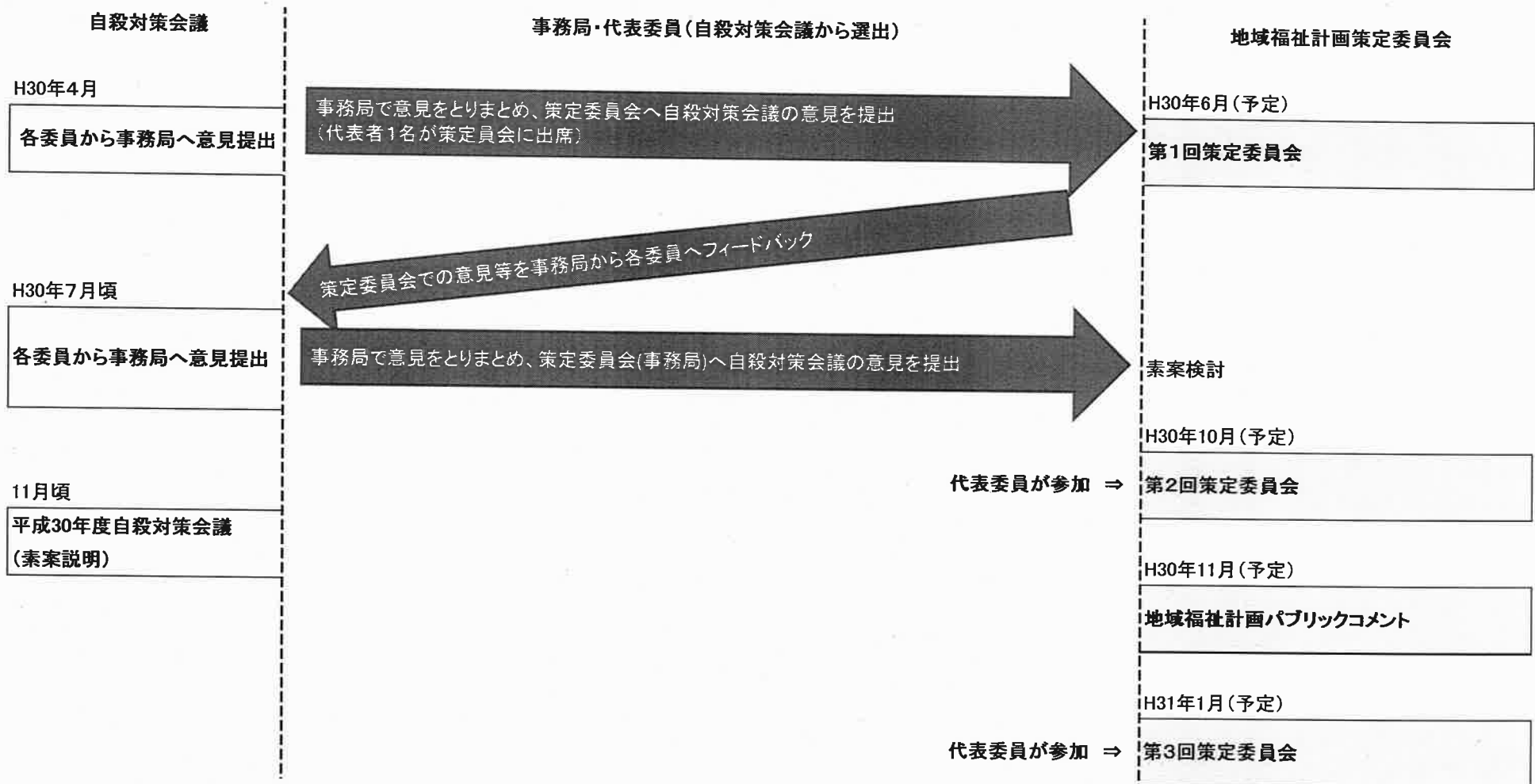
取りまとめるとともに、自殺対策計画の策定に際してポイントとなる事項（国の基本方針で示されている事項のうち、本市として特に対応すべきもの）について、委員の皆さまから可能な限り多くのご意見を頂戴することとしたい。

- 具体的には、本会議が年1回の開催であることも踏まえ、個別にご意見を寄せていただくため、年度明け早々を目途に専用の意見提出様式をお送りする。また、この様式については、本市内で自殺予防等に関わっている団体等にも送付し、ご意見をいただく予定。
- 皆さまからのご意見は事務局で取りまとめ、策定委員会へ報告するので、委員の皆さまからの積極的なご意見を賜れば幸い。

【参考・平塚市自殺対策計画（仮称）の策定体制（イメージ）】



平塚市自殺対策計画策定(地域福祉計画(第4期)改定)スケジュール(案)



※地域福祉計画策定委員会へは、自殺対策会議の代表1名が出席し、意見等を提出
 ※自殺対策会議は年1回のため、文書等で個別調整し意見聴取する。
 ※地域福祉計画策定委員会への傍聴は自由。
 ※スケジュールは現在の予定であり、変更になる可能性もあり。